

令和 2 年

予 算 特 別 委 員 会

令和 2 年 3 月 10 日 開会
令和 2 年 3 月 10 日 閉会

西 川 町 議 会

令和二年

予算特別委員会

令和二年

予算特別委員会

西川町議会
会
議
録

西川町議会
会
議
録

令和2年西川町議会予算特別委員会会議録目次

第4号(3月10日)

議事日程.....	1
出席委員.....	2
欠席委員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
開議の宣告.....	3
付託案件の審査・採決.....	3
閉会の宣告.....	97

令和 2 年 3 月 1 0 日

令和2年西川町議会予算特別委員会

議事日程(第4号)

令和2年3月10日(火)午前9時30分開議

日程第 1 付託案件の審査

日程第 2 付託案件の採決

出席委員（8名）

1番	荒木俊夫	委員	2番	佐藤仁	委員
3番	佐藤光康	委員	4番	菅野邦比克	委員
5番	大泉奈美	委員	7番	佐藤耕二	委員
8番	佐藤幸吉	委員	9番	伊藤哲治	委員

欠席委員（1名）

6番 大江広康 委員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商業観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
会計管理者 兼 出納室長	片倉正幸	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	荒木真也	君
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

大泉委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は定足数に達しておりますので、予算特別委員会を開きます。

なお、6番、大江・康議員から、会議規則第2条の規定により、欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

付託案件の審査・採決

大泉委員長 ここで、本委員会に付託されました議第15号 令和2年度西川町一般会計予算から、議第24号 令和2年度西川町水道事業会計予算まで、審査・採決を行います。

審査・採決は、会計ごとに行います。

なお、3月2日、6日並びに9日の予算特別委員会で会計ごとに担当課長から詳細に説明を受けましたので、この場での説明を省略します。

議第15号の質疑、採決

大泉委員長 最初に、議第15号 令和2年度西川町一般会計予算を審査の対象とします。

審査の方法としまして、歳出から順次審査します。

質疑に入る前に、ご理解とご協力をお願いします。

質疑については、さきの議会運営委員会決定のとおり、審査区分ごとに1人1回で再々質問までとし、討論は省略します。

なお、これまでの特別委員会で質問した事項と重複する質問はなるべくしないようにお願いします。

また、質問される委員は、あらかじめ予算書、附属説明書などのページを示し、要点を整理して質問されることを望みます。スムーズなる審査にご協力をお願いします。

また、答弁に当たられる幹部職員のほか、担当職員の議場への出入りを認めておりますの

で、ご了承願います。

それでは、一般会計歳出、第1款議会費、第2款総務費について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、伊藤哲治委員。

9番（伊藤哲治委員） 第1款議会費、それから第2款総務費について、ご質問をします。

1款1項1目、ページ数で35ページ、議会費の中で、会計年度任用職員の報酬ということで、118万円計上になっていますけれども、さきの説明会の中で、1日に5時間の会計年度任用職員として、1人雇用するというお話でしたけれども、今、議会の機能強化が叫ばれている折、議会事務局としての政策能力を発揮してもらうためにも、会計年度任用職員の勤務時間を、今まで7時間だったものを5時間に変更するということがありました。5時間にしますと、1日の勤務時間が5時間ですと、7時間から比べれば2時間短縮ということで、議会の機能そのものが弱体化するんじゃないかということで、これを従来どおり7時間にするという考えがあるのか、ないのか、ひとつお尋ねをします。

次に、2款1項5目、41ページ、地域情報通信基盤管理運営事業ですけれども、光ファイバーの維持管理等に、光に係る費用として、1,148万円を見込んでいますけれども、今、西川町では確かにインターネットの接続等で光ファイバーを利用していますが、今後の5G等の新しいITに対して対応できる情報インフラを、今後どのように構築していく考えがあるのか、そのめどについてお尋ねをしたいというふうに思います。

地方にいても、全世界の情報を瞬時に捉えられる、そういった光ファイバー網を造っていく中で、起こす企業、企業を呼び込むことも可能ではないかというふうに思いますけれども、今、西川町では、光ファイバーはインターネット用、それからテレビの難視聴区域の解消等に使われていますが、それ以外にもいろいろ光ファイバーの使い道というのはあるというふうに思いますので、その辺について、町はどのように、今後していくつもりなのか、お伺いをします。

次に、2款1項5目、41ページから42ページ、西川のまちづくり応援団について、お伺いします。40万円の経費を見えていますけれども、現在の関東、それから東北のまちづくり応援団は、だんだん高齢化が進み、今後の広がりがなかなか見えないという状況にあります。私は、前にまちづくり応援団に行ったときに、町から出ている学生の方々に、ダイレクトメールでもいいですから、とにかく若い人たちをもっと集める工夫をすべきではないかということ提言をしたことがあります。

また、まちづくり応援団の方々は、自分が働いていた企業、あるいは官公庁を退職し、人脈を持っている方がかなりいらっしゃるというふうに思います。そういったあらゆる分野で活躍してきた方々の知恵をお借りして、町の発展のために努力していくという意味でいえば、名簿等を作成し、応援してもらおうというような気構えがないのかどうか。その辺についてお伺いします。

次に、2款7項1目、52ページから53ページ、開発費、寒河江ダム関係に要する経費を全体で3,100万円ほど見込んでいますけれども、その中で、寒河江ダムにある大噴水の整備費として、1,100万円ほど見込んでいます。大噴水については、修理がどんどんどんどん、今からかさんでくるんじゃないかというふうに危惧します。長寿命化等を行いながら、今後も継続し、やっていくつもりがあるのかどうか。前に、町長がもしそういう大規模改修の場合は、考慮をしていく必要があるということも答弁をしております。この辺について、今後どういうふう到大噴水をやっていくのか、お伺いをします。

ダム周辺の開発整備には、水の文化館もあります。それから湖面利用ということで、カヌーの1,000メートルコースの整備等もございます。ダム周辺の整備を、今度どういうふうにやっていく考えがあるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

以上、4点について、お伺いをします。

大泉委員長 では、1点目は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 おはようございます。

ただいま伊藤委員から、4点の質問がございました。その中で、1点目の会計年度任用職員、委員ご指摘の件につきましては、議会事務局における会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間というご質問でございますので、私のほうから、その第1点目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、前段に会計年度任用職員につきましては、去る12月の第4回定例会の議会全員協議会におきましても、制度が創設される全国的な経過、あるいは私ども西川町としての取組につきまして、議員の皆様方にご説明を申し上げた経過がございます。

私どもといたしましては、本年、いわゆる令和元年度が、西川町総合計画、これの後期計画のスタートの年であるということもございまして、第6次の総合計画をいかに具現化を図るべきかと、そういう思いを持ちながら、正規職員たるものの、いわゆる士気高揚をいかに図るべきか。加えて、正職員で賄え切れない業務、事務事業、そういったものにあっては、いかなる方法で対応すべきかということを中心といたしまして、町内部の事務改善委員会で、

昨年の春から協議、検討を進めてまいった経過がございます。

会計年度任用職員につきましては、第1款議会費のみならず、その後のそれぞれの事務事業にも出てまいりますので、こうした考え方は全ての事務事業において一貫しておるところでございます。正規職員のさらなる士気高揚を図るということと併せて、正職員では賄い切れないところの、いわゆる事務事業の分についての検討を重ねながら、一つ一つの事務事業、さらには課の在り方、あるいは係の在り方、そういったものも含めて協議を進めてまいってきた経過がございます。

それで、ご指摘の会計年度任用職員の配置につきましても、正職員の配置と合わせまして検討をいたしまして、それぞれの部署での会計年度の任用職員を定めて、協議してまいった経過がございます。

それで、ご指摘の議会事務局のいわゆる5時間の勤務時間でございますが、議会事務局の業務、事務事業、そういったものを洗い出しまして、1日当たり5時間で、正職員の足りないところを補えるという、私どもの判断の下に、1日当たりの勤務時間を5時間ということで、会計年度任用職員を配置させていただいて、予算案を上程させていただいております。

加えて、委員ご指摘のいわゆる、さらなる議会活性化のための事務局の体制の関係から、いかに考えるかというご指摘でございますけれども、私どもといたしましては、議会事務局の職員、それに会計年度任用職員、さらに加えまして、議会事務局の併任書記ということで、総務課所属の職員4人を、併任辞令を発令しておりますので、議会活動の上で調査事項、あるいはそういったことで、役に立てる点があれば、いつでもご協力申し上げる考えでございますので、いろいろとお声がけいただければというふうに考えているところでございます。

第1点目の答弁は以上でございます。よろしく申し上げます。

大泉委員長 2番目、3番目については、土田政策推進課長。

土田政策推進課長 ご質問の応援団の対応でございますが、現在、270名ほどの会員がいるわけですが、議員ご指摘のとおり、高齢化が進んでいるというようなことがございまして、若い方の加入というものを促進しようということで、昨年度から設置いただきました、交流委員会の方々等も含めて、若い人の加入というものを進めたいというふうに考えているところでございます。

特に若い方で、都会のほうで集まっているグループもあるというようなこともございますので、そういったグループなどについて把握をして、拡大を図っていきたいというふうに考

えているところでございます。

また、これまでの応援団の関わりを改めて見直しまして、より深い関係が持たれるような取組を図っていきたいというふうに考えているところでございます。特にこれまでいろいろと関わっていただいた方々の人脈についても、改めて整理をさせていただいて、広がりを持つように取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

あと光ファイバーの件についてですが、光ファイバーにつきましては、現在、NTT東日本さんのほうにお貸ししているわけですが、いろいろと協議も先般行ったところでありますが、5Gのサービスに展開がなったとしても、光ファイバーは必要だということがございます、継続して、NTTさんのほうでご利用いただくというふうなことで話がされたところでございます。

特に5Gのサービスにつきましては、まだまだ発展途上の段階でありまして、最近になって、都会のほうではサービスが開始されておりますけれども、まだまだ地方まで入ってくるというのはちょっと時間がかかるのかなというふうに思っているところですが、5Gを利用したサービスがいろいろな面で展開されてくる状況もございますので、そういったものも、随時情報の把握をさせていただいて、関係者と協議をして、対応を進めたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

大泉委員長 大噴水を含めた湖面利用活用については、土田政策推進課長。

土田政策推進課長 ダム周辺、さらには湖面利用も含めた今後の対応につきましては、先般、ご説明したとおり、都市公園などに指定しまして、PRを図りながら活用を図っていくということで進めているわけですが、特に月山湖につきましては、来年度、湖面のモデル利用、カヌーだけではなくて、カヌーの体験とか、そういった利用も予定をさせていただいております、そういった実験的な取組も踏まえまして、全体的な活用については、今後、詳細を詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、併せまして、噴水、さらには周辺施設、既存の周辺施設についても、今後の計画として再度検討して、対応を進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

大泉委員長 9番、伊藤哲治委員。

9番（伊藤哲治委員） まず最初の議会の会計年度任用職員の雇用についてですが、先ほど総務課長のほうから、総務課の兼務者が3名いるから、その方々を使って、議会の事

事務局でいろいろ手助けができるんじゃないかという話ですけれども、実際問題として、総務課にいらっしゃる3名の方々を、議会事務局でいろいろ業務をやっていただくというのは、議会があるときとか、そういうときはありますけれども、ふだんはあまり使えないような業務内容になっているんじゃないかというふうに、私は理解しています。そういう意味で、会計年度任用職員というのを1名雇用をしているんだというふうに理解をしていますので、今まで7時間でも、議会事務局としてやっていくには大変だったのかなというふうに考えていますので、ぜひ、これは5時間から7時間に変更をしていただいて、補正等で考えていただけないか、改めてお伺いをしたいと思います。町長の考えがあったら、お聞きをします。

次に、応援団に関してですけれども、若い人たちのグループが別の集まりとして、いろいろ東京都で集まっているという声も聞きます。そういうところにアタックをしながら、一緒にやっていけないのかどうか。その辺も含めて、今後、対応をどういうふうにやっていくのか、もう一度お尋ねをします。

それと人脈を生かすというふうに言いましたけれども、今、応援団の方々は中学生、小学生の修学旅行等のときに引率をしていただくとか、いろいろ活動をなさっていますけれども、なかなかそういう面で人脈を生かしているというのはあるんでしょうけれども、町に対して、町にこういうことができるんじゃないかというような人脈の生かし方を、今後どのように考えていらっしゃるのか。そこを1点だけ、お尋ねをします。

それと、次に開発費の月山ダム周辺の整備についてですけれども、大噴水に対する考え方というのが、今後どういうふうにやっていくのか。このまま継続をして、きちんとリフォームをしながら続けていくということで、よろしいのかどうか。その1点、もう一度、回答をお願いをいたします。

大泉委員長 任用職員につきましては、高橋副町長。

高橋副町長 先ほど、総務課長のほうから、事務改善委員会のこともあってということでありましたので、私のほうから、全体的なこの会計年度任用職員の採用も含めまして、事務改善での考え方について申し上げさせていただきたいと思います。

基本的には業務があれば、これはどんどんやっていただくというような方向で考えております。事務改善の委員長としての立場としまして、幹部職員も世代交代をして、大体3年、4年ぐらいたっております。その中で、元幹部職員として、職員はみんなまだまだ能力のある職員ですから、もっともっとその能力を發揮していただけないかというようなこともございまして、かなり最後まで切り込んで、各課長をお願いをして、もう少し知恵を絞って考え

ていただけないかというようなことで、お願いをしております。

その細かな内容につきましても、事務改善委員会は各課長、幹部職員が全部入っておりますので、その中で申し上げてきております。これは事務改善で、現行のままでというふうになりますと、1%、2%ぐらいの事務改善しかできないというのが現状でございます、思い切って一から考えて、効率的な行政運営、そしていかに町民サービスをしていくか。そういうところを、しっかりと考えて、そして、その中で知恵を絞って、担当課でできないものについては、他課との連携、横の連携も含めまして、しっかりと業務に対応した、その人員体制を考えてほしいというようなことで、申し上げてきております。

臨時職員につきましても、以前は一旦、臨時職員というものを廃止していこうというふうな方向でしておりますが、近年、以前、平成20年からですか、3年から5年ぐらいだったと思いますが、職員採用をしない時期もございましたので、業務がどんどん増えてくると。しかし、やっぱり担当課では、なかなか自分のしている業務を廃止するとか、そういう判断がなかなかできないというのが現状でございます、それで現在、今年度ですと、60人弱の臨時職員が、町全体にいるというようなことでございます。もう少し職員の中で努力して、業務をやっていけないものかということで、申し上げます。

今回、議会のみならず、いろいろなところでこういうものがあつたかというふうに、予算書を見て、ご判断なされたかと思えますけれども、これについてはしっかりと業務をするために、どういう体制でいいのかということで、まずはこれでやっていただきたいということで申し上げます。ですから、業務の内容によっては、会計年度任用職員は、あくまでも臨時的な職員配置でございますので、それによっては変わる可能性は十分にあるということでございます。

これについても、しっかりと担当課長と協議をして、そして、業務の内容、必要性について協議をして、これからも進めてまいりたい。執行体制、それから業務内容についても、その時々で、情勢の変化が変わってまいります。業務の多寡、必要性、それによっても、体制というものは当然変わってくるわけでございます、これがずっと固定でいくというふうにも考えておりませんで、活動は、特に議会の皆さんにはどんどん活動していただいて、もし足りないというところがあれば、おっしゃっていただいて、内部で検討させていただくということで思っておりますので、その点についてもよろしくお願い申し上げたいと思います。

大泉委員長 土田政策推進課長。

土田政策推進課長 応援団の若者の加入についてでございますが、今年度も既存の若い方の

グループ等にはお話をさせていただいておりますし、町のPRなどについてもご協力いただいているところでございます。今後さらに加入に向けて協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、そのほかの方についても広がりを持つような形で、まずは既存のグループの方に協議を進めて、対応したいというふうに思っているところであります。

また、人脈の活用等につきましては、町の課題、さらにはこれまで応援団の方にもお願ひをしてきておりますけれども、町のPRとか、そういったものを明確にして、お願ひをしていくところはお願ひをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

大泉委員長 土田政策推進課長。

土田政策推進課長 噴水につきましては、これまでもご説明してありますとおり、長寿命化対策を取りながら、状況を見て対応を進めているわけですが、今後も継続して、状況を見て、対応を進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

大泉委員長 9番、伊藤哲治委員。

9番（伊藤哲治委員） 最初の会計年度任用職員については、今後の業務内容を見ながらという副町長の答弁がありましたけれども、ぜひ精査することも必要ですが、業務をきちんと把握をして、どういうものにやはり必要なのかということ、議会の事務局としてもやっていくというふうに思っていますので、そういう面では、ぜひ今後の経過を私も見ていきたいというふうに思ひます。もし、本当に必要なときは、執行部に変更を申し出ることもあるというふうに理解をしていただきたいというふうに思ひます。

あと応援団の件ですが、人脈づくりについては、例えばAさんはこういうスキルがあった、Bさんはこういうスキルがあったとかいう、人脈、それぞれの応援団にいらっしゃる方々の持っている特徴、そういうものというのは、町でつかんでいらっしゃるのかどうか。そこを1点、お尋ねをします。

大泉委員長 土田政策推進課長。

土田政策推進課長 応援団の方の状況の把握でございますけれども、きちんとした書類として、名簿としては作成をしておりますが、これまでの対応の中で、いろいろな方の人脈につきましては、ある程度確認できているというふうに考えております。

なお、それ以外の方もいろいろといらっしゃると思ひますので、今後、対応を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

大泉委員長 ほかにありませんか。

2番、佐藤仁委員。

2番（佐藤 仁委員） 私のほうからは2点です。

2款1項5目ですけど、地域づくりの活動交付金ですけど、737万円。この前の個別の説明で、町で、今までの区長とか町内会長の分を一括で払うので、使い道は各区で自由だと、払う、払わないも自由だというような説明を受けたんですけど、確認です。

この金額というのは、今まで支払いをしている区長、町内会長、あと隣組長とかありますけど、それ、全てトータルした金額は変わらないということでもいいのか。その確認をひとつお願いします。

あと、これはちょっとあれですけども、44ページの職員の研修、2款8項8目ですかね、去年よりも20万円ほど少なくなっています。前、質問のときも話しましたが、前と違って、今の職場というのは、ちょっと何か言うと、ハラスメントだ何だのと、上下での職場内での教育というのが非常に大変なのかなというふうに思います。ちょっと言うと、法的に違反、何とかっていう。教育関係でOJTも大変でしょうけども、やっぱり外部に行って、専門外の件ですね。例えば一般教養とか、モラルとか、マナーとか、そういうものも、行政としてやっぱり教育を削らないで、外部に出して、新鮮な教育を受けてくると。

これを見ると、大概、職場内の研修が主だと思うんですけど、金は多少かかっても、どんどん外部に出して、いろいろなものを吸収してきてもらおうと。それが直接的にすぐ業務に生きる、生きないは、これは分かんないんです。どこの会社でもそうだと思います。企業でも。ただ、本人にとっては、いずれはプラスになると。本人にとってプラスになるということは、町の役場にとってもプラスになるというような考えで、教育にはもうちょっと外部に出して、お金をかけてもいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大泉委員長 土田政策推進課長。

土田政策推進課長 地域づくり活動支援交付金の中身でありますけれども、額的には、基本的にはそれぞれの、これまでの非常勤特別職の役職にあった方の金額を基本としておりまして、変更はございません。ただし、そのうち町内会長さんにつきましては、これまでも世帯数によって変動する部分があったので、それは実際の世帯数で計算する単価で積算しておりますので、毎年、若干の変更、金額の違いはあったというふうなことでございますが、これまでも、今回も基本台帳の世帯数で、町内会長のこれまでの相当分については、積

算をさせていただくというふうなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

大泉委員長 2点目、職員研修については、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤仁委員からありました、2点目の職員の研修費についてのご質問でございます。

委員ご指摘のとおり、予算額といたしましては、令和元年度と比較いたしまして、21万9,000円の減額ということで、額的には減っております。額的な面だけで見ますと、10%の減額要求、あるいは編成方針というようなことも考慮したというようなこともございますけれども、これまでの研修の実施したものをいろいろ分析いたしまして、令和2年度の研修の項目を整理した上で、要求額を積み上げたのが、予算として上程させていただいている額でございます。

委員ご指摘のとおり、当然、外部のいろいろな場面に出た研修と、この重要性というご指摘、ございました。私どもといたしましても、これまで以上にそういったことも認識しながら、予算額に捉われてない範囲内で、積極的に研修のほうも実施してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

大泉委員長 ほかにありませんか。

8番、佐藤幸吉委員。

8番（佐藤幸吉委員） 私のほうから1点だけ質問したいと思います。

ただいま、佐藤仁委員からも質問があったのと関連するわけではありますが、地域づくり活動支援金であります。737万9,000円の予算が立っているわけではありますが、区長、あるいは町内会長、公民館長、隣組長などの手当の合計であると、こういうふうに理解をしておりますけれども、これらのことについて、やはりこれまでの手当の総額でありますので、この支払いが、これまで同様に支払われる。そういうことが望ましいかというふうに思っております。

そういう点からしますと、現在のそれぞれの地区における人材確保というものが、非常に難しくなっている段階でありますので、やはりそういうものでの手当というものを、きちんとやるということが必要でないかと、こんなふうに思っております。そういう点から、各地区に支払いをされるときに、明確な根拠、支払い根拠を明記したものを添付してほしいと、こんなふうに私は思っております。

したがって、各地区の区長幾ら、町内会長幾ら、公民館長幾ら、隣組長幾ら、それが今回

の支払いの根拠ですよというようなことを明記した上で、支払いされることによって、それらの、あとはその地区の裁量に任せるといふふうにはなるものの、その根拠を明確にするということ、ひとつ提案申し上げたいと思いますが、見解をお願いしたいと思います。

大泉委員長 土田政策推進課長。

土田政策推進課長 交付金の積算根拠につきましては、内容をお示しをして、交付をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

大泉委員長 そのほか、ありませんか。

7番、佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） 2款1項5目企画費、ページは40ページからになりますけれども、この企画費について、3点ほど質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、地域おこし協力隊なんですけれども、地域おこし協力隊は今現在4人ということで、いるわけなんですけれども、そのうちのお一人が間もなく終わりだということなんですけれども、前々から地域おこし協力隊はなかなか町に定住しないと、なかなかというよりも、1人も定住した方がいないということなんですけれども、定住させるためにはどのような方策があるのか。今、町でやっているのは、地域おこし協力隊、企業等の支援補助金が100万円ほど予算にありますけれども、その内容と、それからもっとほかにあるのかどうか、ひとつお聞きしたいというふうに思います。

それから2点目なんですけれども、仮称でしようけれども、地域づくりセンターということで、6次総合が始まってからずっとやっていたわけなんですけれども、この地域づくりセンターというのは、今現在は試行モデル地区ということで、大井沢と吉川ということでやっているわけなんですけれども、これは3年以上たつわけなんですけれどもね。その中で、集落支援員ですか、それぞれ配置されて、今現在、大井沢の集落支援員は3年がたって、間もなく終わろうとしているなんですけれども、その後も予算化されていませんけれども、その集落支援員の考え方、今後の考え方、どういうふうになっているのかお聞きしたいというふうに思います。

それから3点目ですけれども、里山社会文化研究所の設置事業ということで、31年度の予算では156万円ほど取っておりました。研究員が6名という設定の中で、今までやっていたわけなんですけれども、今回の2年度に関しましては、これは予算化されていないということなんですけれども、その研究所をどのように今後考えいらっしゃるのか、この3点についてお聞きしたいというふうに思います。

大泉委員長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 まず1点目の協力隊の支援でございますが、5月に任期となる隊員がいらっしゃるわけですが、これまでの活動の中で、いろいろと起業のために関係機関等との協議を進めながら支援をしてきたというようなことでございます。なかなか厳しい状況ではございますけれども、定住に向けた準備を現在進めていただいているというふうな状況となっております。

なお、議員がおっしゃるとおり、令和2年度におきましては、起業のための支援金ということで100万円を、起業のために自由度を高くした内容で支援をしたいというふうに考えているところでございます。

また、正式な起業支援については、既存の町の単独の支援制度もございますので、そういったものも活用しながら進めたいというふうに考えているところでございますので、よろしくをお願いいたします。

地域づくりセンター、さらには集落支援員の対応でございますが、現在取り組んでいただいておりますモデル地区の評価を踏まえまして、今後の地域づくり、さらには体制のほか、財源などもどういった形で支援、確保していくのかということも含めて、地域づくりの仕組みについて、令和2年度のうちに協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

これまで取り組んできていただいております各地区、さらには地域づくり推進会議をベースとしまして、協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

あと里山社会文化研究所でございますが、今年度末、3月いっぱいをめどにして、ある程度の報告書という形でまとめるというようなことで、現在進めておりまして、来年度におきましては、ちょっとこのような状況でもございますので、状況を見て、来年度のできるだけ早いうちに報告会とか、あとは町民の方への何らかの周知を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、その報告を踏まえまして、今後の里山社会文化研究所の在り方についても、改めて検討して、対応を進めたいというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

大泉委員長 7番、佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） 地域おこし協力隊なんですけれども、起業等の支援補助金があると

ということなんですけれども、あと2か月で辞められる方は、どうしても文化とか伝統とか、そういうふうなことで主にやっているわけですね。なかなか起業というのは難しい状況にあるかと思います。この支援補助金しかない、その後どうやっていくんだというのが、非常に大きい問題になっているわけで、この人ばかりじゃなくて、今まで定住化しないということは、やはりその辺の不足があったんではないかなと。いかにフォローしていくかと。どこまですればいいのかということは当然あるわけなんですけれども、その限度の中で、やっぱり考えていくべきではないかなと思います。残ろうという意思があっても、生活がなかなかできないとか、いろいろなことがあるでしょうから、その辺を十分に考えていってほしいなというふうに思うわけです。

それと、地域おこし協力隊に関してはもう一つですけれども、2年度予算化されていませんけれども、2年度は募集するのか、しないのか。ちょっとこの点をお聞きしたいというふうに思います。

それから、地域づくりセンターなんですけれども、今の説明でも地域づくりセンターと言いつつ始めてから、4年、5年たっているわけですね。何の成果も今現在出ていないということではあるわけなんですけれども、やはり地域づくりセンターをやっていくには、名称は分かりませんが、一括交付金なるものが必要なのではないかと。町のほうには随分そのお話をさせていただいておりますけれども、一向にそれも予算化されないということに関しては、この地域づくりセンター、どういうふうに考えていらっしゃるのかなと。町のほうですね。

今回、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案ですけれども、見ますと、その中に地域づくりセンターという名称が入っていないんですね。ということは、もう町のほうでは、これについては棚上げというか、やらない、前に進めない状況なのか、もう一度お聞きしたいというふうに思います。

それから里山社会文化研究所なんですけれども、3月末までに報告書をまとめるということなんですけれども、予算化されていないわけですが、里山社会文化研究所に関してではですね。その中で、里山社会文化研究所は、幸福指標というのを目標に上げていたわけです。これの取りまとめをするんだと。じゃ、幸福指標というのは、誰がいつ、取りまとめていくんでしょうか。それからこの研究員が先ほど6名というふうに言いましたけれども、6名の方には、2年度に関しては委嘱をしないでしょうか。その辺をもう一度お聞きしたいというふうに思います。

大泉委員長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 協力隊の募集についてでございますけれども、令和2年度の予算は、現在のところ、ございません。ただ、状況に応じまして、町の課題解決のための取組というか、定住できるような形での募集に該当するような方がいらっしゃった場合には、改めて募集についても検討を行って、対応を進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

あと一括交付金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今後、協議を踏まえた上で制度化をしていきたいというふうに考えております。その前段として、今年度、地域づくり活動支援交付金というものを、交付をさせていただいているというような状況でございます。今後、そのほかの交付についても、制度化について検討をして、対応を進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、なお、総合戦略の中には、センターという文言が入っていないというふうなことでございますが、センターという名称にこだわらず、地域の組織、さらには地域づくりのための取組というものについては、網羅していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

あと3点目の幸福の指標でございますけれども、先ほど申し上げました報告の中で、報告の一つの分野として、報告をまとめていただいておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたしますというふうに思います。

大泉委員長 7番、佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） まず、地域おこし協力隊ですけれども、2年度はそういう適格な方がいればということなんです、そういうことじゃなくて、こういう業務をやってもらいたいと、積極的に町のほうで募集するのが当たり前なんではないでしょうかというふうに私は考えるんですけれども、その辺は、町長にお聞きしたいというふうに思います。

それから、地域づくりセンターですけれども、名称はないということで、でもという話がありましたけれども、この中に具体的事業につきまして、令和2年度は地域づくり計画の具現化に向けた情報交換、研修、地域づくり活動交付金の優良事例や紹介、地域づくり計画の進捗状況の把握、地域づくり計画ヒアリング、地域おこし協力隊の活用、これなんですね。そうしますと、文言が出ていないどころか、やはり全くこれも先に進まない状況なのかなと思います。この地域づくりセンターと、それから里山社会文化研究所は、6次総合に当然ながら載っていたわけで、それを基にやってきたわけなんですけれどもね。私は、やっぱり計

画は計画ですから、当初と、やっぱり4年前、5年前とは違ってきていると思うんですよ、状況も。ですから、これはこういう理由では断念する、やめていきたいということをはっきり言うべきではないかなと思うんですよ。いつまでもただらと引っ張っているべきではないんじゃないかと思います。

その辺を、やはり予算の中にそういうことが見られますので、明確にするべきではないかなと思うんですけども、そういうことに関しまして、地域づくりセンターと里山社会文化研究所に関して、今後の町長の見解をお願いしたいというふうに思います。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 まず協力隊の関係であります、協力隊を養成しまして、五、六年になろうかと思いますが、当初、国のほうで、こういった協力隊の創設をした段階で、いち早く西川町でも、協力隊、2名ほどをお願いしたわけでありまして、当時の協力隊につきましては、まず地域に入っていて、地域の状況を知っていて、そして地域の特に役職員、こういったものが非常に不足しているということもあって、そういった組織の中の支援をお願いするというようなことではやっておったわけでありまして、そういった方でありまして、その後の、要するに生業、西川町での要するに生活等のほうは、関係ないと申しますが、そういった中での活動でありましたので、どうしても西川町にとどまるということにはいかなかったわけでありまして、その後、そういった反省も踏まえて、西川町の伝統文化、こういったものについても協力願って、そしてできれば、そういったものをその後、西川町に残っていただいて、自分の収益、収入源にさせていただければと、そして残っていただくというように、これまで現在おられます皆さんにつきましては、それぞれきちんとした目標をもって、していただいているところであります。

その中で、今年度、1名の方が3年の経験を終えられるわけでありまして、先ほど申しましたように、現在のところでは起業支援ということでありまして、特に協力隊につきましては、いろいろなテレビ等での放映もありまして、成功事例が非常に多くありますが、その中の大半が、それぞれの地域の中の企業等への就職、特に多いのは電業関係が多いというふうに認識しておりますが、そういったことでもありまして、新たに起業というのはなかなか厳しいというのが現実だと思っております。

そういうようなことではあります、西川町にどうしてもとなれば、どうしても残っていただきたいということであれば、起業支援も含めて、今後、融資関係もありますので、そういったものも含めて、ご相談に乗りながらというふうに思っています。

それから里山社会文化研究所であります、これは里山社会文化研究所と自然学習センター構想が、2つ並行して進んだわけでありまして、自然学習センターにつきましては、大井沢の自然学習のこれまでの歴史も含めて、そして体験学習、こういったもの、そのメニュー等の開発等も含めて、自然学習を通じた地域づくりの在り方、こういったものについて提言をいただくというようなことで、進んできたわけでありまして、里山文化につきましては、自然学習とまた違った、大井沢の里山と申しますか、従来の伝統文化、こういったものを生かしながら、全国に発信しながら、里山の良さを発信したい。

そういった中で生まれたのが幸福指標でありまして、特にこれまで皆さんにもご紹介してきたんでありますが、五、六年前から、幸福指標というのが、各自治体ごと、さらには県ごと、さらには世界各国ごとの幸福度数が公表になりまして、前に申し上げましたように、西川町は1,700市町村のうちの50番目、これは富士総研の発表であったんですが、そういった事例もありまして、今、特に注目されていますのは、各県ごとの、これは毎年発表になっておりまして、本屋さんに行けば、いつでも買えるわけでありまして、今、山形県は20番目くらいでありまして、最近のもの、幸福度の順位がぐうんと上がってきたというようなことで、注目されておりますが、そういったものを含めて、非常に盛んに今出されておりますが、そういったものを含めて、指標ごとの分析を行いながら、そして西川町、特に大井沢であります、大井沢の良さを全面に出すような、そういったものがあれば、全国的に発信して、そして今、特に観光につきましては、物見遊山ではなくて、体験型でありますので、その体験的なものを、自然学習もそうですが、そのほかの部分についてのご提言も願って、全国に発信したいというのが狙いだったわけでありまして、今回、今年度でその成果が出るということでありまして、それと里山文化センターと、自然学習センターを融合してできないかということにも、検討を今していますし、そういった意味での今回の予算措置でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大泉委員長 ほかにありませんか。

4番、菅野邦比克委員。

4番（菅野邦比克委員） 私のほうから、2款7項1目の開発費の件でございます。

以前、全員協議会でもちょっと質問したことがあったんですけど、宮城・山形横断自動車道国道建設促進同盟負担金4,000円ってあるんですけども、大井沢から先については、もう20年近く未着工となっていますけれども、現在の状況について、この前、山形と寒河江とかいろいろあるということだったんですけど、現在の状況について、ちょっとお知らせいた

だければと。これが高速道路になっているのかどうか、ちょっと分かりませんが、4,000円。53ページです。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 ご質問のありました宮城・山形横断自動車道国道建設促進同盟会負担金、これは宮城県と山形県で、高速道路、道路関係での要望会費であります。以前は、山形県知事を中心にして、そして宮城県知事、さらには該当する市町村長に声をかけながらやっていったわけではありますが、この声かけにつきましては、要望活動につきましては、ほとんどが県知事の段階で相談しておったんですが、前々から、いろいろな皆さんからのご意見もありまして、私もそうですが、まず、今、高速道路につきましては、縦の線、要するに中央道、それから日本海沿岸道が今、非常に活発に整備されておりますが、三陸沖の地震以来、要するに横断道、太平洋と日本海を結ぶ道路の重要性が改めてと申しますが、そういったのを含めてであります。まず西川町としても、今、2車線、さらには月山インターから湯殿山インターまでは自動車専用道路ということでありまして、これをぜひとも4車線の高速道路化を目指したいというようなことで、県のほうにもこれまで再三申し上げてきたわけでありまして、この件に関しまして、やっこの促進同盟会のほうから要請がありまして、去年、おととしから、知事と一緒に、県内の市町村長では私と、あと金山の町長だけですが、それと併せて、知事と一緒に、それぞれ国会議員、さらには国交省等への要望活動を今年もやってきたわけありますので、ぜひともこれは今後とも進めていきたいし、県のほうにも要請をしながら、ぜひとも町も参加していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

大泉委員長 4番、菅野邦比克委員。

4番(菅野邦比克委員) ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

この前も山新に高速道路全線開通2000何年って出ておったんですけど、私も開通するののかと思って大変喜んでおたら、西川という文字が一切なくて、大変がっかりしまして、これは記事の書き方が、ちょっとどうなんだっていうふうにちょっと思っておったわけですが、日本海側の日沿道とか、今回また新しく、二、三年前から持ち上がった新幹線の建設費500億円というふうな、この前、新聞が出ておったわけですが、それで数分間を短縮するというふうなことが新聞に取り上げておりますけど、西川町は何の恩恵もないのでないかと。ここずっとね。西川町は月山観光がメインだということで、予算も随分張りつけておりますけれども、今は広域観光が非常に主流というか、当たり前になっておりますので、宮城のほうに行けば、もう3か月に1回行くと、4車線化がどんどん復興資金でつなが

ったというふうなことがあって、こちらのほうはほとんど何も動かなかったというような実績もありますけど、やはり強力にお願いして、高速道路の貫通については、より強く要望していただいて、月山の観光に頑張ってもらえればなというふうに思っておりますので、町長から、頑張りますという一言をお願いしたいと思います。

町長、どうですか。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、一言、頑張りますですが、頑張ってもらいますが、さらに今、寒河江市、それから鶴岡市の市長さんにそれぞれ要請しておりますので、できれば、この横断道路もそうですが、さらにきめ細かな、そういった要望も必要ではないかというふうなお声がけもしておりますので、その都度はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

大泉委員長 ほかにありませんか。

3番、佐藤光康委員。

3番（佐藤光康委員） 2款1項5目の地域おこし協力隊についてです。

先ほども話が出ましたけれど、議員の研修で、昨年、秋田に行きまして、秋田のほうで、いろいろな地域で、町外の若い人たちが来て、役場の職員と一緒にまちづくりをやっているところが非常に印象に残りました。ですから、今、町の町外の視点、そして役場の方もなかなか忙しいですから、そういう町外の若い方と一緒に、まちづくりをするという新しい挑戦が日本全国で起きているような気がするんですね。

ですから、今、西川町、4名の地域おこし協力隊がおられますけれど、伝統文化とか、そういう方向に特化してしまっていて、純粹に地域おこし的な方があまりおられていないように思うんですね。ですから、例えば旧水沢小学校の活用とか、弓張平の観光をどうするだとか、まちづくりでワークショップでどうやって盛り上げていくのかとか、そういうまちおこし、まちづくりの基本的なところでの取組ですね、そういう若い方、町外の人たちの力を借りるときに、今、来ていると思うんですけど、そういう募集の仕方はしないのでしょうか。

大泉委員長 土田政策推進課長。

土田政策推進課長 協力隊につきましても、やはり定住をしてもらうということも目的でございますので、併せて定住のための方策も考えながら、まちづくりの分野についても募集を検討したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

大泉委員長 3番、佐藤光康委員。

3番（佐藤光康委員） 定住なんですね、定住。ということで、どうしたら定住するかと

言えば、地域の人たちと、その地域おこし協力隊が繋がっていく。いろんな意見を交流して、ああ、こういう方がおられるんだ、じゃ、ここに住みたいなとなるわけですので。ということで、じゃ、今年、地域おこし協力隊の報告会を西川町でしたのかといえば、やっていないわけですね。ですから、そういうことをしっかり一つ一つやっていかないと、やはり定住なんていうのはあり得ないわけですね。

先日、川西町で、地域おこし協力隊、7名だそうです。7名の方の報告会があったということは、新聞で報道されていました。ですから、そういうことを一つ一つやりながら、町外の若い人たちと一緒に、新しいまちづくりに挑戦していくという気持ちは、町長、ありませんでしょうか。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 協力隊を迎えるのは、これはいいんですが、やはり委員おっしゃいますように、まずは、定住するには、協力隊3名の収入、要するに生活費、これをどうするかでありまして、前々から申し上げていますように、西川町でいろいろな農業もありますが、なかなか農業も、冬場の収入が得られないということもあって、大変だということではありますが、先ほど申しましたように、いろいろな事例、テレビの報道等でもありますが、そういった中で、一番はやっぱり地元での起業、起業といっても地元の資源を生かした、特に山林関係、森林従事者等々も含めての従事が多いようではありますが、やはりこれからは、そういった意味ではまずNPO法人をどういうふうに関後活用していくかだと思っています。

というのは、まず行政でできない部分につきましては、そういった協力隊の方をお願いして、そして法人を造っていただいて、これから特に高齢化社会になりますので、高齢者の生活支援等につきましても、ただ町でいろいろな制度を提供するというだけではなくて、生活そのものをどう支援するかということも踏まえて、あとこれから多分、質問があろうかと思いますが、デマンド等もそうですが、そういったものを含めて、町ででき得ない部分、ただ単にお金の制度の適用だけじゃなくて、心の籠もった生活支援、こういったものについては、NPO法人もあり得るのかなというふうを考えております。

いろいろな協力隊のその後の生活を見ますと、NPO法人、特に三陸の震災の後のボランティアも含めてであります。NPO法人を設立しながら、町でどういった関わりをしていくかということも、今後の課題だなと思っていますので、よろしく申し上げます。

大泉委員長 そのほかはありますか。

〔発言する者なし〕

大泉委員長 質疑なしと認め、以上で第1款議会費、第2款総務費の質疑を終結します。

ここで休憩をします。

再開は10時50分とします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

大泉委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

第3款民生費、第4款衛生費、第5款労働費について、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

7番、佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） 1点だけ、お尋ねいたします。

3款2項1目児童福祉総務費です。ページは59ページになるでしょうか。

子育て応援米の件です。子育て応援米は、この2年度の予算の中に入っていません。私は数年前から、何回も子育て応援米の必要性とその辺の状況をお聞きしておりますけれども、その都度、町長のほうからいろいろ答弁いただいて、これはどうしても必要なんだというふうにお聞きしていたわけなんですけれども、今回、ここに計上されていないと。先日の予算委員会では、課長からは、なぜなのかというお話を聞きました。けれども、再度、町長のほうから、あれほど応援米が必要なんだと言っている町長のほうから、なぜ、2年度はこれをなくしたのか、お聞きしたいというふうに思います。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、子育て応援米につきましては、学校給食等でGABAを含む発芽胚芽米を提供しております。これにつきましては前にも申し上げましたんですが、ある小学校の校長先生は、GABAを含んだ米は、非常にインフルエンザ等も含めて、健康管理に非常にいいというようなことで、自分の懐、財布から出して、自分で買って、小学校の給食に提供しておったと、そういった事例もありますが、最近、このGABAの効果につきましても、一時期は非常に発芽玄米等も含めて、GABAが非常に話題になって、西川町もそれに取り組んだわけでありましたが、その後、そのGABAの効果等についての、テレビ等での取扱いがなくなってきたわけでありましたが、最近またGABA効果が改めてテレビ等でも取り上げる

ようになっておりまして、特に精神安定と申しますが、そういったものにいいというようなことであります。

そういったものを含めて、これまで小学校の子ども頃から、そういったものがあればというようなことで提供してきたわけですが、ただ、前々から申し上げますように、ゼロ歳児から、全ての子どもさんに10キロを配付しておったわけですが、どうしても受取りを拒否される方もあるということと、あわせて、今のゼロ歳児は乳幼児でありますので、乳児食でありますので、果たしてゼロ歳児も全て含めるべきかというようなこともありますし、そして、去年の10月から、保育所の給食費、半額を国が補助し、町がそれに上乗せして、半額を補填し、全て無償にするというような、そういった去年の10月から急遽、突如と申しますが、制度化されたわけですが、今、申し上げましたように、いろいろな制度がありまして、今回、先ほど申しましたように、ゼロ歳児でもいいのかどうかも含めて、全体的に制度の見直し等も含めて、全体的な子どもの支援策、こういったものも含めて、皆さんからのご意見を聞きながらやっていきたいなと思って、今回は、新米については、ゼロ査定にしたという経過がございます。

ですから、決して、これは皆さんから捉えれば、福祉のマイナスではないかと、そういったご指摘もあろうかと思いますが、今後の検討課題も含めて、在り方、要するに子どもの食生活も含めて、こういったものを再度検討したいというようなことでありますので、ですから、あとは前々から、議員の皆さんからもご指摘がありますが、保育園の2分の1補助でいいのかというようなこともありますので、それも含めて、全体的な検討を加えるべきだと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

大泉委員長 7番、佐藤耕二委員。

7番(佐藤耕二委員) 今、町長のほうから答弁いただきましたけれども、その中で前々から拒否する方もいるとか、あるいは零歳児でもいいのかというお話もありましたけれども、これはもう前からいろいろなことで指摘してきたわけですね。本当に拒否する方がいるんじゃないとか、本当に零歳児、乳幼児なんかは無理なんじゃないかという話をずっとやってきたんですけれども、そういう話はやりながら今まで来たわけなんですよね。今回、応援米をやめたという、その明確な理由が、給食費は半額助成しているということも、今のお話の中にありましたけれども、あれほど話してきたやつが、何で急にという私の思いがあるわけなんですよね、ここに来てというのが。

今、町長のお話の中で、「今後はみんなの話を聞きながら」というふうにありましたが、

この「みんな」というのは、どなたを指していらっしゃるのかなと思うわけですね。

それと、もう一つ、31年度は650人が対象だったわけです。予算的には472万円、予算を組んでいたわけですね、この応援米には。これが全くないということは、じゃ、父兄の方というか、対象者の方にどうやって告知、周知していくのかなということもあるわけです。

この2点は、課長サイドになるか分かりませんが、答弁をお願いしたいというふうに思います。

大泉委員長 答弁は奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 応援米の件でございますが、今後、皆さんのお話を聞きながらと、まずは町民の方、子育て世代、これから子育てを持とうとしている世代の皆様とのお話というのが、何より大事なのかなというふうに考えているところであります。それから、これまでの対象となられた方、様々、学校さんでありますとか、保育園、まずは乳幼児の方等々への周知などについては、個別に何らかの機会を通じて、文書のほうでということを考えているところであります。

以上であります。

大泉委員長 7番、佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） 最後にもう一度、町長にお聞きしたいんですけども、先ほどの中でもあったんですけども、私、6次総合計画の中で、計画に沿わないやつはやはり断念するものもあっていいんじゃないかというお話をしました。先ほどは明確な回答を得られなかったんですけども、今回の応援米は、やはり6次総合云々ではないんでしょうけれども、本当にこれが必要性が認められないということだと思えます。

そして、今の課長の答弁の中では、子育て世代の人に聞きながらって、どのような方法なのか分かりませんが、話を聞くんだったら、本当は予算化する前に話を聞くべきではないかなと思うんですね。予算化というか、予算をゼロにしておいて、今から話を聞く。これは全く順序が逆ではないかなというふうに思うわけですが、最後に、その辺も含めて、町長のほうからお願いしたいというふうに思います。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 今、委員からご指摘があったように、今のようなことがあれば、あればと申しますか、全くというような感じもしますが、これまでの予算の査定の経過の中で、先ほど申しましたように拒否される。または先ほどありましたように、保育園児の構成等も含めてであります、改めて全体的な子育ての、要するに食についての町の支援の仕方、こういったも

のも含めて、先ほど申しましたように、保育園の2分の1でいいのかなど。こういったものも含めて、再検討する時期だと思っておりましたので、今の委員のご指摘もありますが、そのような経過で、これをなくしたということでもありますので、ぜひともご理解をお願いしたいと思っております。

大泉委員長 ほかにありませんか。

3番、佐藤光康委員。

3番（佐藤光康委員） 3款1項1目の、55ページのデマンド型乗り合いタクシーのことで

来年度、デマンド乗り合いタクシーの実証運行が始まるということで、町民の願いに町が応えたということで、大きな前進だと思います。夏頃からの運行になるというお話がありましたけれど、月山タクシーとお話は進んでいるのでしょうか。

大泉委員長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 ただいまのご質問でございますが、検討というようなことで、予算化等々する中で、その可能性につきましては、月山観光タクシーさん、町で唯一の民間交通業者でありますので、そちらのほうとも可能性について協議してきたというような経過がございます。

以上であります。

大泉委員長 3番、佐藤光康委員。

3番（佐藤光康委員） 実験的にやるということですが、ほかの町、市町村、動いています。寒河江市は、対象を限定していましたが、1,200万円を出して、来年度、対象地域を広げるそうです。大江町は、来年度は左沢と藤田地区以外は全て、デマンドタクシーをやると。1回200円でやるという、土日もやるということです。

ですから、こういうのを聞きますと、ちょっと西川町、大丈夫かなという感じもあるわけです。町長はよく5,000人の人口を確保したいと言います。具体的な一つ一つが、生活に関わるものが、ちょっとあれって思うと、どうしてもほかの町に行ったほうがいいんじゃないかということになると思うんですね。ですから、ぜひこういうところで、しっかりと生活を守るためにやっていただきたいと思います。

ほかの、特に西川町から移住する寒河江市とか大江町あたりからは、できるだけ後れを取らないようにと。そして、町長の住まれる近所の高齢者の方が、先日お話ししていました。「私が生きているうちは、多分無理だね、佐藤さん」って、私、言われました。ですから、

実証運行地域に岩根沢は入っていないようですけれど、岩根沢もぜひ入れてもらって、ほかの町に後れを取らないような内容にしていきたいということで、町長、いかがでしょうか。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 大江町、寒河江市の事例もあったわけではありますが、大江町、そして寒河江市と西川町は違う面が、町営バスであります。原則的には、これまで町営バスでそれぞれ病院やら買物、こういったものをお願いしたいというようなことで進めておりますので、そういった面での交通事情も若干違うと思いますが、ただ、おっしゃるように、非常に今、高齢者の方の交通対応が、多くのニーズがあるということでもありますので、そういったものにいかに対応するかでありまして、まず今年度、今、考えている段階でのデマンドバスを運行しながら、さらに改善をしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

ですから、今後、バスの更新もあるわけでもありますので、そういったバスの更新時にも併せて、どういうふうな体系ができるのか。極端なことを言いますと、それぞれ小さな集落等につきましても、小さなバスで、自動車で、全くのデマンド、こういった方法もありますので、必ずしも大きなバスを回すということではなくて、そういったものを含めて検討させていただきますので、よろしくお願ひします。

大泉委員長 ほかにありませんか。

4番、菅野邦比克委員。

4番（菅野邦比克委員） 今とちょっと関連するんだと思うんですが、その衛生費の17番目の町営バス購入費って、500何万円ってあるんですけど、これはデマンドバスの実験をするために購入するのか。500万円ですから、10人くらい乗りですと、2台くらい買えるという計算にはなるんでないかと思っておりますけど、この辺、ちょっと説明をお願いしたいと思います。55ページです。

大泉委員長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 町営バス購入費というようなことの質問でございますけれども、このバスの購入にいたしましては、1つはデマンド乗り合いタクシーの部分、ほかに町営バスの路線にも活用できるというようなことで考えてございます。

内容といたしましては、現在、想定しているのは、14人乗りのワゴン車というようなところでただいま検討しているというような状況でありますので、よろしくお願ひします。

以上であります。

大泉委員長 4番、菅野邦比克委員。

4番（菅野邦比克委員） そうしますと、デマンドに1台、それから町営バス1台ということで、同じ大きさだと思うんですけども、まず町営バスが1台増えるという計算でよろしいんですか。更新ではないということですよ。

大泉委員長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 2台ということではございませんで、購入費としては1台というようなことで考えております。

以上であります。

大泉委員長 4番、菅野邦比克委員。

4番（菅野邦比克委員） はい、了解しました。ぜひ1台購入して、デマンドバスの実験を大いにやっていただければというふうに思っております。よろしくお願いします。

大泉委員長 ほかにありませんか。

1番、荒木俊夫委員。

1番（荒木俊夫委員） 1点、ご質問させていただきます。

5款1項1目、予算書67ページ、資料1ページになります。一般失業対策事業費、町内への雇用創出対策に要するに経費でございます。

令和2年度の施政方針の中にも、雇用対策、若者の地元定着を一層図っていくため、若い世代の雇用の受皿を確保していくことが不可欠であるというふうに、重要事業として表明されております。この事業については、西川町雇用確保対策助成50万2,000円。これしかない。内容もこれまでと同様であり、若者の雇用対策を積極的に取り組むという姿勢が、なかなか見えないのではないかというふうに思うわけですが、労働行政、労働対策が不足しているのではないか。このように思うわけですが、いかがでしょうか。

大泉委員長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 労働環境というようなところのご質問であるというふうに思います。

予算的には、昨年と同規模の予算計上というふうなところで、新規学卒者に関する支援と、新規学卒者を受け入れる事業者への支援というようなところで、内容的には同等のものというふうに考えてございますけれども、なかなか雇用関係については難しいものがあるというふうに思っております。それから基本的には町内の事業所さんが、しっかりその事業を継承して、今後も発展をしていくというふうなところから、まずはそういった点も大事なので

はないかというようなことではございまして、そういった意味では商工会のほうで、昨年、今後の5年間の商工会の方向性を定めるというふうな意味での、西川町商工会経営発展支援計画というようなものを策定いたしまして、国からも補助などもいただきながら、今の事業者さんをなるべく数を維持していく。さらには前向きに発展していくというふうな方向で、支援をしていくというふうなところで考えております。

そういった中で、雇用というようなものも生まれてきますし、町内の事業者さんの魅力づくりというものもできてくるのかなというふうに思っております。そういった状況の中で、雇用についても併せて促進をしてみたいというふうに考えているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大泉委員長 1番、荒木俊夫委員。

1番(荒木俊夫委員) ここは労働者対策というふうに、私はお聞きしたいので、雇用の確保と町内の雇用者、雇用者側に立つのも一つかとは思ひますけれども、なかなかそうではなくて、働く側ですね、若者が働く側に立って政策を執らないと、なかなかここは増えていかない。そして、町内に住所を置いて、町外に勤務する若者もおられるわけです。こういった若者に対して、対策を取っていかないと、なかなかここは、若者の定住というのは進まないのではないかと。ですから、もっと見方を変えていかないと駄目なんではないかというふうに思ふわけです。

ぜひ、町内に居住し、町外に働きに行く若者に対しても、もう少し対策を講じないといけないというふうに思ふわけでありまして、この点について、町長はどのようにお考えですか。
大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 施策方針の割には予算が少ないというようなご質疑であります。現在の新規就職等につきましては、やっと町内の高校生が、町内の企業に就職するようになりまして、これも二、三年前からでありまして、町内の企業の社長さんともお話ししながらであります。町内の企業の社長さんも、それぞれの高校に出向いて、自分の会社の企業説明を行いながら、やっと理解を得られて、そして1人、2人と増やしてこられたわけでありまして、1人の新規学卒者を雇い、就職してもらいますと、先輩がいたんだったら私も行くと。そういったのが、この信頼関係と申しますか、そういったものだということでありまして、さらに、これはぜひとも続けてもらいたいわけでありまして、ただ、現在の西川町の企業もありますが、実は先般、ある西川町の30名ほどの企業に、社長さんと企業に出向いてお話ししましたが、なかなか西川町に募集をやっても、誰も来ないということです。どこへ行ってもそう

でありまして、ですから、前から申し上げておりますように、西川町内の企業の、西川町出身の社員につきましては、約6割から7割は町外であります。

そういったことで、なかなか就職してもらえない。ただ、そういった町内から募集しても来ない部分につきましては、新たにその方策を考える必要があるということで、今、外国からの社員の募集も行っているというわけではありますが、ただ、そういった場合、一段と問題になりますのは、やっぱり社員の住居です。この住居につきましては、そういった意味も含めて、持合いのコーポを購入しまして、譲渡を受けて、その対応を行ってきたわけではありますが、100%近い状況になっておりまして、1人世帯、または高齢、40以上の方も入居されるわけではありますが、今の西川町の住宅につきましては、若者向け住宅、要するに子育て住宅というようなことで、夫婦、または子どもがいる場合、そして40歳以下というような、そういった制限も加えられておりまして、なかなか新たに、それぞれ単身世帯等の入居ができないということでありまして、そして保証人の関係もありまして、外国人ということはなかなかいかないということもあって、これらを全面的に見直してはどうかというようなことを今考えておりまして、それとあわせて、今の役場の南側、前々から議員の皆さんからもご指摘がありますが、2次の造成、こういったもの、まだ残っておりますので、あれをどういうふうに買収して、計画を作っていくか。そこにどういうふうな住宅を造るべきかというようなことで、早々に今の結論を出すようにというようなことで、担当課のほうに申し上げていますし、できれば今年度中に、その構想を出して、そして土地の買収にかかりたいというふうに思っております。

土地の買収につきましては、一般会計の補正予算ということもありますが、幸い、西川町に土地開発基金が相当ありますので、今の緊急の場合は、そういったものを活用しながらと思っております。その節は、皆さんにそれぞれご説明しながら、事業を進めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

大泉委員長 1番、荒木俊夫委員。

1番(荒木俊夫委員) 外国人の労働者対策、それも一つかもしれませんが、私が申し上げたいのは、町内の若者の定住、これに対する対策ですね。そういった意味で、今の住宅というのも一つかというふうに思います。

ですから、複合的に対策を講じられて、ぜひ、この町で生まれ育った若者たちが、この町に住んでいられるような環境を造っていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

大泉委員長 ほかにありませんか。

8番、佐藤幸吉委員。

8番（佐藤幸吉委員） 私から2点ほど、お願いしたいと思います。先ほどデマンドタクシーのことが話しされましたけれども、私からも関連した事項で質問申し上げたいというふうに思います。

デマンド乗り合いタクシーと、こういうふうな名称になっておりますが、これについてでありますけれども、タクシーでありますので、ドア・ツー・ドアという1つの運行形態があるかと思いますが、そういう形態で今度とも運用していいのかどうか。その点、第1点であります。

それと、先ほど乗り合いバスのような説明もありましたので、現在、路線バスとして走っている、そのコースを走って運用するのか。その違いを、違うというか、どちらの方法を取られるのか。タクシーという限りは、そういうドア・ツー・ドアの内容になってくるのかなと、こういうふうに思います。

それから、新しく自動車を買うというふうになるんですが、502万円という予算でありますと、かなりな車であるというふうに思います。通常、ジャンボタクシー的なものでありますと、これほどしないのではないかというふうに思いますし、その程度でいいのではないかと。これまでの実績から、どういうふうに判断されたのか。あるいはバスとの関連があって、ここまでの14人乗りという判断をされたのか。その辺がお聞きしたいところであります。

それから委託費102万7,000円というふうになっておりますが、タクシー会社に、この委託をするわけでありましてけれども、車を購入しないで、例えばタクシー会社の車を利用するというふうな方法もあるかと思うんですが、その辺、どういうふうな話し合いになったのか。あるいはこれからされるのか。その辺をお尋ねしたいというふうに思います。

それから先ほどタクシーの話をしましたけれども、タクシーというふうになりますと、ドア・ツー・ドアというようなことになりますが、その場合ですと、タクシー料金がタクシー会社から請求されて、お客様の負担は200円とか300円とかになって、差額は町のほうに来るというシステムを作るようになるかと思いますが、その辺の具体的なものが構想としてあるのかどうか。その辺、お尋ねしたいというふうに思います。具体的なことでのデマンド乗り合いタクシーのことでもありますので、この件について質問をさせていただきたいと。

あるいは、この予算書でいうデマンド乗り合いタクシーの名称を、やはりデマンド乗り合いバスというふうにしたほうが、理解としていくのかどうか。この辺も今のような総合的な

質問の中から、どう回答いただけるのか。その中で判断をしていかなければならないのではないかと、こんなふうに思っております。

それから第2点目であります、57ページ、3款1項2目老人福祉費であります。健康弁当調理事業であります、これらについて、158万4,000円という予算が組まれておりますけれども、今回、町内の業者がやらなくなったのかどうか分かりませんが、業者選定を新たにしなければならないということで、町外の業者も選定対象になるというような話が説明されましたけれども、やはり町内で運用していく。そういうことが望ましいのではないかと、このように思いますし、その可能性がないのかどうかというところを、お尋ねしたいというふうに思っております。

以上であります。その2点について、よろしく申し上げます。

大泉委員長 1点目についての答弁は、飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 デマンド乗り合いタクシーに関してのご質問でございますけれども、1つは、デマンド乗り合いタクシーという名称でございますが、法的にはこれに対応する名称というのは、特段ございませんで、いわゆるデマンド乗り合いタクシーという言い方になっております。また、他の市町村におきましては、コミュニティバスというような言い方で行っているところもあるようであります。

一般質問の答弁のほうでも申し上げましたが、現在考えておりますのは、路線バスに係る区域運行というふうなことで、各区域のほうを回ってくるというふうな考え方です。これにつきましては、バス停のほうを回るといったようなことではございませんで、各登録者の家、玄関ですね、車両で入っていけるところまでになるかと思っております、そちらのほうまで行って、目的地まで連れてくるというようなことで考えているところであります。

あと車両の関係でございますが、備装費等々もございまして、このような金額になってございます。現在想定しておりますのは、14人乗りというふうなことで考えてございますが、10人乗りというワゴン車もございまして、現在は14人乗りというふうなことで、一応想定しております。これにつきましては、デマンド乗り合いタクシーのほうが、急を要する場合の路線バスの運行でありますとか、そこら辺も視野に入れまして、予算をしたというようなところでございます。

あと月山観光タクシーさんのほうでできないかというようなことだったと思っておりますが、これも答弁のほうでありましたけれども、なかなか町内の業者でありまして、車両や運転手さんの都合がなかなか難しいというような状況でありますので、まず路線バスの中で試行する

というようなことで考えております。料金等々もございますけれども、これにつきましては、使用料というふうな形で考えてございますので、そこら辺につきましては、また運行まで詰める必要があるのかなというふうに考えております。

以上であります。

大泉委員長 2点目については、奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 健康弁当の調理業務委託の件であります。

この業者の選定につきましては、競争入札によります業者選定を行ってきたというふうに考えております。その場合、町の基準といたしまして、金額に応じた指名業者の数というのが定まっております。その数の中で、まずは町内の業者さんということになりますが、不足する分等については、町外の業者さんも含めてというような方向になるのかなというふうに考えているところであります。

以上であります。

大泉委員長 8番、佐藤幸吉委員。

8番（佐藤幸吉委員） タクシーのほうであります。これらの運行が1つの町、実証運行ということもありまして、これらの結論が出る時期もあると思いますが、やがては本実施というようなことになるかと思いますが、その時点では、乗り合いタクシーの増設であるとか、あるいはさらに利用地域を拡大していくというような計画もあろうかと思いますが、そのめどについてお尋ねをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

大泉委員長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 まず、めどということでございますけれども、まずは試験運行というようなことで実施いたしまして、その後、その状況なりを見まして、今後の計画のほうを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

大泉委員長 追加答弁を、高橋副町長。

高橋副町長 ちょっとダブるところもあるんですけども、これまで町では、路線バス、つまり定期路線バス、これは路線も決まっております、停留所も決まっております、そこで乗っていただくということです。それと乗車さんが少ないところについては予約で運行する。いわゆるデマンドバスということでやってきております。これは運行経路、それから停留所、こういうものが決まっております、そこで運行しているというような状況です。

バスに乗れない方、例えば障害者の方、それから要介護認定者、要支援者、これらについては支援、それからタクシー券の補助、そういうことで町民の行動の支援をしていくというようなことでできております。ただ、やっぱり、そういう要介護認定、障害者でない方でも、高齢によりまして交通に不便を来す。そういう意味でデマンドタクシー。タクシーは、委員もおっしゃるように、家から家までで、決まった路線を最短距離で行くということです。停留所ももちろんありません。ただし、区域が、今回試行している部分というのは、例えば、小山を出発して、入間、沼山を通る。そういった場合に、それぞれの家を通ってくるわけですから、時間的にも、始発は決められますけど、実際に目的地まで着くのに、時間のずれというものが当然出てくるということになるかと思えます。

それで、このデマンドタクシーの試行につきましては、スクールバスで、子どもたちがいないところ、バスについてはスクールバスで、混乗でやっておりますので、そういうところから試験的にやってみる。どのぐらいのニーズがあるかということでございます。

その他の地区につきましても、いずれは順次拡大をしていくということになるかと思えますけれども、ただ、そのときにスクールバスなり、町営バスと、それからタクシーと併用していくのか。それから子どもたちがいる、対象を制限していくのか。例えばデマンドタクシーの利用につきましても、一般の人も対象にするのか。それとも高齢者のみにするのか。そういうところもございますので、これについては、8月以降からの試行になるかと思えますけれども、その点を十分に考えながら試行していきたいというふうに思っております。

それから、その後については、もちろん試行した結果にもよりますけれども、多分、便利だから喜ばれると思うんですけれども、その後についても、先ほど申しあげましたように、町営バスとの関係もございますので、その点も十分に検討しながら、次に進んでいきたいと思っておりますので、その点、ご理解をお願いしたいと思います。

大泉委員長 ほかにありませんか。

2番、佐藤仁委員。

2番（佐藤 仁委員） 私からは2点です。

57ページの3款1項2目の、先ほど出ましたけど、弁当の件です。

先ほどの話では、入札制度で云々ということでしたんですけど、去年は270万円なんです。今年度か。来年度が158万円ということです。理由がいまいちはっきり分らないんですけど、その業者を変えるがために安くなるのか。また、別な料理があって、例えば人数とかなんかが減って安くなるのか。単価を安くして安くなるのか。先ほどの説明、あと委

員会での説明もちょっといまいち理解しにくかったので、再度お願いしたいと。

あと4款1項1目の63ページ、風呂ですね、今まで二十四節季、2日間、あと26日が風呂の日ということで、委員会での説明では26日が、後期のほうの二十四節季と近いということではなくしたらいいのではないかというような話をお聞きしましたが、昔から26日というのは風呂の日で、そのほうがピンとくるんですね。24節季は分からなくても、26日だけは分かります。ただ、予算面からいうと、今年度は349万円、今年度は240万円、当然ですよ。3分の1減るということなので。それだけの理由で、せっかくお楽しみにしている風呂を減らしていいのか。26日に来る人が少ないから減らすのであれば、逆に少なくとも利用する人がいるわけなので、使ってもらおうというような考えにはならないのか。

この2点をお願いします。

大泉委員長 1点目については、奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 健康弁当調理業務への委託の件であります。

この利用者等につきましては、現在、要望があるという状況であります。これに応えるために、新たな業者さんも含めて、これに対応すべく、なおかつその金額的な面についても、これまで同様の金額というようなこともございました。様々な業者さんの話を聞きながら、最適な金額、やり方、需要に応じた業者さんをお願いできないかという部分もございまして、今回の予算の措置となったところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

大泉委員長 続けて、町民温泉無料の26日について。

奥山健康福祉課長 この町内温泉町民無料開放の日ということで、この事業につきましては、いわゆる二十四節季に合わせて、季節を感じながら、まずは健康に取り組んでもらうきっかけづくりというようなことで、温泉を活用して、温泉の様々な効能がございまして。町内にもいろんな効能を持つ温泉。そういったものを、理解を深めながら、健康づくりのきっかけづくりというようなことで、26年から、まずは二十四節季での開催ということで行ってまいりました。これをきっかけに新たに温泉を利用していただく方、健康づくりを始めていただきたいというような部分での開催ということでありました。

途中から、その後、26日、風呂の日についても加えてはどうかというようなことで、数年来にわたりまして行ってきたところでありますが、そういった健康に取り組むきっかけづくり等々については、二十四節季の中の中でも、これからも続けていけるのではないかというような部分がございまして。この日に合わせまして、各ミニデーの事業開催でありますとか、町のほうからも保健師、栄養士等が参りましての健康づくりなども行っているところであり

ます。これにつきましては、これまでどおり、続けてまいるというところでありますので、まずは無料の日、健康づくりきっかけになる日というような取組を進めてきたところでありますので、新たな来年度からの体制については、そのような理由で行うということでございます。

以上であります。

大泉委員長 2番、佐藤仁委員。

2番（佐藤 仁委員） 弁当に関してですけど、はっきり分かりませんが、業者を、例えば町内の業者に限らないというような方向で行くのかです。今、入札でいろいろ、条例とか何かあるとか、さっき一番最初に言っていましたけど、例えば毎年、老人大会の運動会があります、10月に。あれは300人ぐらいでやります。あれは社会福祉協議会の主催でしょうけれども、あれは町外の弁当屋さんなんです。店長さんです。町内にも3社とか、いろいろ弁当が入ったときがあります。何で町内の業者を使わない。いや、別にあまり意味はないと。例えば町外の業者さんが極端に安いのかといたら、そうでもないんです。ほとんどみんな変わらないということで、例えば量的に1社でできないんだったら、共同してやるとか、いろいろな方法がある。それでも、いや、町外に頼んでいけばというんだったら、それは分かるんですけども、町内にわざわざあって、話もかけないで、町外から持ってくると。これはちょっと町にとって、果たしていいのか。今の弁当も、お金だけで、町外とかなんかの業者さんを入れて、それでいいのかどうか。あくまでも町内でできるものは、町内の業者さんに頼んで、町内でも、いや、できないからって言うんだったら、これはしょうがない。あまり値段だけにこだわっていいものと、やっぱりどうしても業者さん、町内の業者さんに使っていく方向で持っていかなきゃならないものと、区別していかないと、ただ単に予算を削るだけの措置で、業者を変えていくというのは、ちょっとおかしいのかなというふうに思いますので、もう一度、そこら辺だけお願いします。

大泉委員長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 ただいま、佐藤委員から業者選定の件ですので、お答えしたいと思いますけれども、委員、おっしゃるように、やっぱり町内優先ということで考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大泉委員長 ほかにありませんか。

9番、伊藤哲治委員。

9番（伊藤哲治委員） 3款2項4目、児童福祉費、60から61ページですけども、保育園

運営の件について、2点ほど質問をさせていただきます。

会計年度任用職員の報酬が2,700万円ほど計上になっていますけれども、実際、保育所に行くと、送り迎え等を孫のをしているんですが、見ていると、職員とおおよそ同等の仕事内容をなさっているのかなというふうに思っています。ただ、前の答弁で、責任ある仕事は会計年度任用職員にはしていただけないと。そこは正職員がきちんとやっているんですよというお話がありましたが、そういう面を見た場合に、保育園の保育士、その他含めて、24人職員がいらっしやいますけれども、このうち15人、半分以上が会計年度任用職員になっていますが、この会計年度任用職員の1時間当たりの賃金というのは、どれほどになっていますか、お尋ねをまずひとつしたいと思います。

この半分以上いらっしやる臨時職員がいますが、前、町長は、保育園の民営化は考えていないというふうにお話をなさいましたけれども、隣接町村を見ると、民営化を結構なさっているところもありますけれども、西川町では、子どもたちの健全な保育のために、民営化じゃなく、町営で今後もやっていくことに変わりがないのかどうか。そこを1点、お尋ねをします。

それからもう1点ですけれども、国も、3歳から5歳までの保育料の無償化ということで、少子化対策ということで打ち出しをし、それに伴って3歳から5歳までの子どもたちの保育料が無償化になりましたけれども、西川町では3歳から5歳までの保育料無償化の対象者は、80人ほどいらっしやるというふうに聞いています。このうち、私は一般質問でも町長のほうに、給食費の無料化をする気がないのかというふうに、質問をさせていただきましたけれども、国のこの保育料無償化に伴って、副食費が派生をしてきて、それが親たちの負担になってくるということで、免除者、国の免除、あるいは町の免除者で40人ほどいらっしやるので、それを差し引くと、およそ三十七、八人が該当するんですが、この方々に副食費ということで、2分の1補助で、月額2,900円ほど徴収をしています。月に直せば、三十七、八人ですので、11万円ぐらいになります。その分を無料にしても、2分の1ですから、それを全額補助するにしても、20万円そこそこで済むわけですので、年間にして200万円要るか、要らないぐらいの金額で、副食費は無償化ができるというふうになります。

そういう面で考えたときに、町で本当に子育てをしていくということで、頑張っている親たちのことを思ったら、ぜひ保育料の給食費全て無償化というのものなかなか大変でしょうか、副食費の無償化に手をつけるということはできないのかどうか、そこをお尋ねをしたいというふうに思います。

以上、2点です。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 時給関係につきましては、担当の課長がご説明させますが、まずは民営化につきましては、これまでもお答えしていますとおり、委員もご指摘があったように、今、民営化は考えてはいないということでありまして、とかく近隣の市町村も含めてであります。民営化につきましては、経営の負担軽減というものも非常に大きいと思っております。そうではなくて、やはり、これは申し上げましたように、まずは町が責任を持って子どもを育て上げるということには変わりがございませんので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほどの無償化の関係であります。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、保育園に関しましては、負担の関係、それから副食費、保育料、それから町の単独事業も含めてありますが、非常に複雑化しているということでもありますので、これをその制度が該当になるかならないかは別としましても、まずは皆さんが分かりやすいような、そういった制度の中で持っていきたいということもあって、先ほど申し上げましたように、子育て支援米も含めて検討させていただきたいということでもありますので、よろしくお願いいたします。

大泉委員長 追加答弁は奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 会計年度任用職員の方の単価でございます。

経験年数に応じました単価の設定であります。3年以上勤められている方につきましては、1時間当たり1,148円の設定であります。ほぼほぼこの方の部分が多いのかなという部分でございます。

以上であります。

大泉委員長 9番、伊藤哲治委員。

9番(伊藤哲治委員) 町長のほうから、民営化する考えはないということで、お伺いしましたので、ぜひ町の子どもたちを育てていくのに、町で責任を負っていくという立場だというふうに思いますので、そこはそのまま踏襲をしていただきたいというふうに思います。

今、奥山課長のほうからありましたけれども、会計年度任用職員の時間当たりの賃金に関しては、3年以上がほとんどのようですので、1,148円ですということですが、正職員の保育をやっていらっしゃる方々と比べた場合には、2分の1以下だと思えますね。それでも年収に直せばですよ。そういうことを考えたときに、保育園の保育士の仕事というのとはかなりきついものがあるというふうに見ていて感じますので、単価を上げるというようなことは

できないのか、どうか。その辺について、町長のお考えがあったら、お伺いをしたいというふうに思います。

あと、先ほど副食費の話をしてしまいましたが、それに関しては、大変親にとっても分かりにくい、煩雑で複雑で、家は出しているのか、家は出していないのかというような、そういう分かりにくい面がかなりあるんじゃないかというふうに思います。ゼロ歳から3歳までの子どもたちについては、保育料の中に包含しているとか、3歳から5歳までは国で無料化したから、そこは副食費を今度は逆に2分の1補助して、2分の1は父兄から頂くとか、なかなか内容が分かりにくいものがあるというふうに、私自身思っていますので、その辺については、子どもを持っている父兄の方々に、懇切丁寧に、こういうふうになっているんですということを説明をしていただくということが、必要じゃないかというふうに思いますし、そんな複雑さを除くためにも、全額、もう無償化しちゃうというぐらいの勇気と決断力を持ってほしいというふうに思いますが、その2点について、再度お伺いします。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 確かに保育園の職員の皆さんには大変な御苦勞をされているというようなことで、去年おとしですか、私と総務課長が共に、保育園の実態も含めて、保育園の皆さんとお昼を共にしながら、その職場の状況を見てきまして、その中で、やはり専門職でありますので、その専門職も含めてであります。その年、その次の年に、保育園の職員につきましては、近隣市町村にないような時給の引上げを行ったところでありまして、そして、今回が任用職員であります。ただ、任用職員につきましては、それぞれ制度的なものもあるかと思っておりますので、決して上げないとか、そういった問題ではありません。その制度的なものも含めて、今回は設定に至った、要するに時給の設定に至った状況につきましては、担当の課長から説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

要するに保育料等々につきましては、議員おっしゃるように、やはり非常に複雑な、と申しますか、さっき言いましたように、国の制度、県の制度、それに町単独制度、こういったものが複雑に絡み合っているということでもありますので、これをまず、保護者の皆さんが分かりやすいと申しますか、みな、同じような目線でながめられる。そういったものに作り変えたいというようなことでの、先ほどありましたように、その中に子育て支援米も入れながら、やっていきたいと思ひます。

ですから、冒頭に、前にも申し上げましたように、子育て支援米がゼロ歳児で支給になってもいいのかどうかとか、そういったものも含めてでありますので、ぜひ、議員おっしゃる

ように、分かりやすいような体系にぜひやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

大泉委員長 追加答弁を、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま町長からもありました、いわゆる会計年度の任用職員の報酬の決定の考え方についてでございます。

以前、賃金職員、いわゆる臨時職員の場合ですと、ありていに申し上げれば、最低賃金法、最賃法の規定をクリアしていれば、それ以上のものはなかったところでございます。ただ、町長からもありましたように、保育園の保育士にあつては、町長からあつたとおりで、近隣と比較しても、待遇的には良いというふうに、私どもも認識しておりますけれども、今回この会計年度任用職員が導入されたことによって、基本的には正規職員の給料表、行政職の給料表があるわけでございますけれども、それに基づいた計算でもって、額を算出しなければいけないということになりました。

したがいまして、その点で、制度上の報酬の額の決定に条件が生じてきたというのが、従前の賃金職員、臨時職員からの大きな違いでございます。そういったこと等も含めて、制度に従って計算したわけでございますけれども、今後、いわゆる正規職員の給料についても、人事院勧告、山形県人事委員会等の勧告に基づいて改定されるということも、当然あり得るわけでございますし、あと昇級というものも、会計年度任用職員でございますので、年度、1年1年の契約にはなりますが、これの経験年数というようなことも出てくるわけでございます。そういった面で、2年目、3年目も同じく継続して勤務されるんだというような場合になつては、当然、新たな雇用にはなりますけれども、結果的には2年目、3年目だという雇用になつた場合には、報酬は上がっていくと。こういう制度設計になっておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

以上であります。

大泉委員長 ほかはありませんか。

〔発言する者なし〕

大泉委員長 質疑なしと認め、以上で第3款民生費、第4款衛生費、第5款労働費の質疑を終結します。

ここで昼食のため休憩をします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

大泉委員長 休憩を閉じ、会議を開きます。

第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費について質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、佐藤幸吉委員。

8番（佐藤幸吉委員） 予算書、84ページ、8款1項2目除雪費についてお伺いいたします。

令和2年度の予算は3,626万8,000円と、こういう予算が組まれているようですが、今年度の少雪に伴って、我々町民は大変しのぎやすい冬を迎えているわけですが、一方、除雪を業とする業者の皆さんは死活問題に至るような大変な状況になっているというふうにお聞きしておるわけがあります。

先に説明がありましたけれども、今年度の最低補償金額をドーザー100時間、ロータリー60時間と、こういうふうに設定されたというふうに報告がありました。これらについて業者の皆さんはそれによって大きな救いになっているかと、こういうふうに思います。そういう中ではありますが、近年は地球温暖化などというふうに叫ばれておりますし、この来年以降の保証基準というものを明確にしていく必要があるのではないかと、こんなふうに思っているところであります。要綱などを作っておく必要はないのか。その辺の考え方をお聞きしたいというふうに思っております。

以上でございます。

大泉委員長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 ただいまの佐藤委員の質問にお答えいたします。少雪の影響で今年度から最低補償ということで除雪業者の皆様方のほうに、先ほどありました、ドーザーで100時間、ロータリー除雪車で60時間という最低補償の時間を設けまして、その分につきましては、3月2日に変更契約をしまして、3月2日に各業者さんのほうに振込みをいたしているところでございます。

この基準であります。この冬は特別な少雪とあとは大変暖かい、気温がなかなか下がらないというところの気象状況でありました。特別というふうなことでありますので、今年度はこういう対応で、来年度に関しましては、来年度のまた気象状況などを見て判断させてい

ただきたいと思っております。

以上です。

大泉委員長 8番、佐藤幸吉委員。

8番（佐藤幸吉委員） その状況によってというふうなことになると思いますと、また来年のこの冬場の状況を見ながら判断というふうになるわけでありましてけれども、近隣の市町村の状況などをお聞きしますと、明確にその基準を決めている市町村がある反面、西川町のようにこれまでの例がないためか、基準を作る必要もなかったということだったんだらうというふうに思いますが、今後はやはりこんな状況を踏まえまして、基準というものを明確にしながら、業者の皆さんが安心して冬場に臨める、そして仕事の上で待機できるような安心感の持てる、そして一生懸命やれるという体制づくりができるような、そういう体制を作っておく必要があるんじゃないかと、こんなふうに思いますが、改めてその必要性について確認をさせていただきたいと思っております。

大泉委員長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 その最低補償基準を設けておくことで、業者の方も安心して除雪のほうに当たられるというふうなことに對しましてですが、各市町村によって除雪の業者への単価の決め方というのがまちまちであります。西川町におきましては、県の基準単価に準じた計算で行っております。そういった単価の設定もございまして、今の段階では今年には特別な少雪だったということでの最低補償を設けさせていただいて、改めて来年の気象状況でというふうなことでさせていただきたいと思っております。

以上です。

大泉委員長 ほかにありませんか。

1番、荒木俊夫委員。

1番（荒木俊夫委員） 2点ほどお伺いしたいと思います。

1点目が、第6款第1項4目農業振興費、予算書72ページ、資料2ページになります。

18節の負担金補助金及び交付金であります。農業機械等整備支援補助金であります。

令和2年度の施策方針にも農業振興については、農業法人等の農業団体の支援を継続し、農地保全とともに、豊かな農業経営を目指していくというふうになってございます。

機械化はどうしても必要なものでございます。機械化なしにして今は農業経営は成り立たないところがございます。そういった意味においてこれまでも十分支援をしてきたというふうに思っておりますけれども、今回、認定農家や機械利用組合等への3分の1の補助につい

て要望があった額の2分の1しか予算計上されてないということについては、こういった経緯でこのようになったのか。また、必要と思われる方々の2分の1については、どのように応えていくのか。それとも補正で対応していくのか、一つお答えをいただきたい。

2点目でございますけれども、第8款第1項2目除雪費でございます。予算書84ページになります。資料については1ページです。

こちらの18節負担金補助及び交付金でございますけれども、これは前から申し上げているんですけれども、町内会への融雪遅延対策事業補助金150万とございます。一般質問でも2回申し上げたんですけれども、町道除雪については町が行うものでございます。町の要請により地元の町内会が排雪場所をお借りして、そして町の道路除雪に協力をしているものでございます。

それが農作業と春の農作業に間に合わない場合において、その融雪を行う。ただ、その融雪については町内会で行って、それに町が補助する。これはちょっとおかしい。町が責任を持ってやるのが普通でありまして、近隣市町においても全て道路管理者が行っているわけでございます。

町も財源は厳しいでしょうけれども、町内会も会費を頂いてやっているわけで、これは町内会が負担するべきものでもないですし、町内会へ町が補助して、町内会がやる事業でもないというふうに思うわけでございます。

ぜひ、これについては道路管理者が責任を持って行うよう、補助ではなくて実施するようというふうに思いますので、この2点についてお願いいたします。

大泉委員長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 それでは、私のほうからは、農業機械等設備支援事業ということにつきまして答弁させていただきますが、今、委員のほうからご指摘がありまして、先日の特別委員会でも要望に対して、どの程度の予算額でなっているのかというようなことでございました。

お答えしたのは、2分の1程度というようなことに現在なっているということでございました。ただその要求の段階でも、やはり機械利用組合、さらには、認定農業者の中で、全ての金額については今申し上げたぐらいの要求になっているわけなんです、実はやはり農協として例えば乾燥機として設備をしているとか、そういうふうなものについてはやはり町で支援、さらには個人が設備するものではないというような判断の中で、その分については、やはり認めない、できないだろうというような判断、まずは一つございます。

さらには、これまで毎年のように、やっぱり設備を実施してくる農家さんもいらっしゃいますし、それがなかなかできなくて、そして何年かおきにとりうふうな農家さんもございます。そういった補助のバランスなどもしっかり取っていく必要があるということです。

さらには、実際にその機械利用組合等の中でも経営の状況などありまして、やはりある意味潤沢に経営がなされているもの、地域というようなことがございましたら、そういったものも含めながら全体的な状況を踏まえて、交付する必要があるというようなことで、そういった中で、これまでも全て認めてきたわけではなくて、そういった中で、取捨選択をしながら交付をしてきたわけでございます。

そういった観点から、今回はそういう金額的には大きく作用しておりますけれども、そういった観点で、交付してきたというようなことでございますので、そういうことでご理解をいただければなと思っております。

これから予算を決めていただきましたら、それぞれの団体から再度状況を踏まえて、そして優先順位を定めて交付させていただくというようなことにさせていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

大泉委員長 2点目につきましては、土田建設水道課長。

土田建設水道課長 融雪遅延対策についてのご質問にお答えいたします。

融雪遅延の仕方につきましては、各町市でも、取組方が若干、除雪のスタイルも違うので、取組方も若干違っておりますが、あるところではくん炭をまいて対処しているところとか、それから山積みになったのを崩す、かますというやり方をやっているところ、あとは家屋が連担している地区ですので、除雪をする場合に、除雪、その脇に置いておくしかないという狭いところ、連担しているということで、そこに置いたものはたまれば排雪をするしかありませんので、運んでというやり方のスタイルのところというところがあります。

西川町の場合は、各地区のほうで、確保していただいている雪置場のほうまで押して行って、雪置場のほうにまで押して行ってやっているわけでありまして、なるべく間口に雪を置かないようにということで、ドーザーのほうで雪を抱え込んで、その場所まで持って行っているわけでありまして。

そうした除雪のスタイルというようなことでありまして、地区のほうからもご協力していただいているというようなことで、これまでも対応しておったところでございます。

今年度、4月1日付で、融雪対策遅延事業の補助金のほうの要綱のほうも改正させていた

だきながら、若干ではありますが拡大になっているところがございます。ということで、まずはこの改正した要綱を使ってということで交付させていただければと思っております。

以上です。

大泉委員長 1番、荒木俊夫委員。

1番(荒木俊夫委員) 農業機械については、全てではないというふうなお話でありますけれども、人を見て順番を決めるとか、そういうことではなくて、やはり機械の状況、それによる効果を見てやっていくということが必要でありまして、前向きに農業に取り組んでいらっしゃる方も一杯いるわけですから、またこういった利用組合がないともう農地は荒れてしまうというところもありますので、ここは十分注意をしてやっていただきたいと思ひますし、もしこの予算でしかできないのであれば、それができないということを前から言って、もっと計画を長期的に立てるべきであるし、これについてはきちんと計画性を持って、町のほうもやらないと、今年は予算これしかないから駄目だと、前の年は良かったのにと、こういうふうになりますので、この辺についてはスタンスをきちんと持ってやっていただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

また、融雪遅延のほうでございますけれども、課長からいろいろご説明をいただきましたけれども、融雪、除雪の方法ではなくて、私が申し上げたいのは、誰が責任を持ってやらなきゃいけないのかというところでありまして。補助が良くなったというものでなくて、これはこれまで町内会がやってきた、これまではそうだったかもしれせんけど、よく考えてみるとこれはちょっとおかしいんではないかというふうに思ひわけです。誰の管理の下に、ここをきちんとやるのかということについては、町の基本的な考え方でありまして、もう一度町長にお聞ひしますし、一般質問を2回行った中においては、前向きに検討していくというふうにご理解をいただいたと思ひますので、町長からのご意見をお願ひします。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、農業機械の支援事業につきましては、課長が答弁したとおりでありまして、実は額的にも非常に少なくなっているというようなご指摘もありませんが、以前は農機具購入の場合はほとんど新品のものを見積りをいただいて、それを購入する。要するに、その機械の品物の査定と申しますか、そういった額をきちんと取られるようであれば、新しい機械ということで補助金を出しておったのですが、そうじゃなくて、今、中古の機械もそれなりの評価をしていただければ、中古でも十分ですよと、補助しますというような要綱になっていますので、その範囲内でやっていきたいと思ひますし、その辺は、農業者の皆様にもご理

解いただきたいと思ひますし、課長が答弁しましたように、これからは共同化と申しますか、共同利用、ずっとこれまでの補助申請支援をやってきましたんですが、同じような機械を購入されているというようなこともありますので、その辺も含めて、お話をしながらやっていければ、将来的には法人化、そして法人の中でも機械の共同利用、こういったものを進めていかないと、要するに昔から言われる機械貧乏というような、そういった状態になりかねないというのがありますので、そういったものを含めてであります。

それから除雪、町道の排雪を町が責任を持って、これはまさにそのとおりだと思いますが、以前は町が補助金を出すということはなかったわけでありまして、十数年前からこういった排雪した部分についての排雪と申しますか、そういった部分で町のほうで年度内に限ってやりますよということでやってきたわけでありまして、これを若干規制を緩和してと申しますか、年度を超えて、新年度の予算の範囲内で、予算でやるというようなことで進めていますが、ただ町が責任を持つということでありまして、これまでのまちづくりの中で、共同のまちづくりというようなことで進めていますが、そういった中で、やはりお互い理解し合って進めていければと思ひていますし、これまでもマイロードということで、マイロード事業も町が本来するべきである町道のり面補修というようなものも含めて、地元の皆さんにご協力をいただいてやってきた事業もありますし、そこはこれからの区長さんとのお話、区長会議もありますので、区長会議の中でも皆さんのご意見を伺いながらと思ひていますので、よろしくお願ひいたします。

大泉委員長 1番、荒木俊夫委員。

1番(荒木俊夫委員) 農業機械については、ぜひ前向きに対応していただきたいというふうに思ひます。除雪については、マイロードのお話もありましたけれども、これは集落道を行うものでありまして、町道については町がやらなければいけない。この融雪遅延についても全ての排雪した雪ではなくて、春先、農業に支障のある場所だけであります。共同というふうにおっしゃいましたけれども、地域は共同ということで場所の確保等、除雪に対する協力をやっているわけでございます。財政的な負担を共同とはなかなか言わないのではないかなというふうに思ひます。

管理の下においては、これは町があくまでも責任を持ってやるべきでありまして、ここに150万の補助があれば、2分の1補助とすれば、300万で終わるわけでございます。ぜひ、地域も非常に会費がなく大変な状況でやっているわけですから、各町内会の会費で町が行う雪の遅延対策を行っているというのはどう考えてもちょっとおかしいというふうに思ひますの

で、まだ来年までは時間がございますので、十分検討していただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大泉委員長 ほかにありませんか。

佐藤仁委員。

2番(佐藤 仁委員) 私から3点お願ひします。

76ページの6款2項2目の林業振興費ですけど、これは内容を見ていると、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、西川町の林業を今後どういふふうにつら張っていくのかといふのが、この予算取りで見えないといふか、私だけが見えないのか分かりませんが、例へばこの前も植林とかいろいろ説明がありましたけれども、他の市町村でいへば、例へば金山町あたりはもう民間一緒になつて、食べ物でいへば、捨てるところがないぐらいの、製材から建材から、いろいろ全部やつて、みんな生かして、それが官民一体となつてやつていふといふようなことで、やつぱり林業、製材業者さんも今は少なくなつてきていますけれども、植える人、切る人、製材する人、加工する人、やつぱり魅力がないとそれに従事する人が減ってくるわけですよ、いろいろ施策を打つても。

魅力があるといふのはやつぱりお金になることなので、それはやつぱり民にだけやれとかだけでなくて、やつぱり官も一緒になつて進めていくといふようなことでつら張っていく、そういう予算をつけて取り組んでいくといふのを町内の業者さんにも示していくと、何か展望が開けるような気がするのではないかなといふような気がしますので、そこら辺をちょっと予算を組むに当つての考えをお願ひしたいと思ひます。

あと79ページの7款1項3目で、観光費があります。志津の会館の建設があります。設計費と施行費を合せて相当な金額になるわけですけども、この前の委員会の説明で、同じ場所だといふことで話がありました。まず1つは、トイレとかいろいろ公共的に使うものと、地区で使うものといふのが併設になると。しかも同じ場所だといふことで、予算的にはへき地債とかいろいろ使つてやるといふことなんですけれども、満額補償、補償といふか、満額地元負担なしでやる。当然これは町の公民館の指定になつていますので、町の発注で全てやるといふことなんですけれども、他の地区から見れば10件しかないところに新しいもの、といふとちょっと、じゃあおれんところどうなんだといふような話も出てこないでもない、そこら辺をきちんと説明できるようなものがあるのか。

あと同じ場所といふことで、去年の補正で50万で、基礎を使えるか使えないかといふ調査をする。調査をした結果、せん断補強があつてクラックがあつてもう使えない。ただし、建

ててから40年しかたっていないわけです。当然、道路脇ですからトラックとかダンプカー、10トントラックが来れば5トンの力がかかってくるわけで、かなりの負担がかかるんだと思うんですけれども、それを考えても同じ場所というのはどうも解せない。

あと工事費から見て、やっぱり平らなところに造れば、もっともっと安く上がるんだろうと思うんです。基礎とか何かがかからないわけです。ただ、逆に言えば、土地を取得するとか、そういうのでまたお金がかかるんでしょうけれども、将来的なことを見れば、今の場所が地区でいいとは言えるものの、もうちょっと、町でもう少し押しがあっても良かったのかなということが1点です。

あと先ほど来から出ています、84ページの8款1項2目除雪費、ここでは減っていますけど、道路改良というので、その分増えていますので、トータル的には今年度と来年度、除雪費は一緒ぐらいの金額になっています。それで最低補償の件は先ほど3月2日に払ってくれたと、大変いい判断をしていただいたということで感謝をしますけれども、今後のことを考えれば、やっぱりこういった場合にはこういうふうにするんだというものをある程度マニュアル的なものを作っておかないと、やっぱりその場、その場で、来年度はいっぱい降るかもしれない、それはなってみないと分からない。

一つ、何て言うかそういうものを作って、会社の補助もそうなんですけれども、オペレーターがいるわけです。オペレーターも毎日、12時頃起きて確認しなきゃ、待機しているわけです。期間中はドサ回りとかやめて、結構それに労力を費やしていると。ただし、起きてみたら雪がない。会社にはお金が入ってくるけれども、オペレーターまで回っていかない。

それは会社、会社でやり方があるので、一概に町でこうしろとは言えないんですけれども、ある程度そこまで考えたものを作っておかないと、オペレーターの数も年々減ってくるわけなので、やっぱりここまである程度、町でも考えた作文を作っておかないと、会社に払ったからいいんだとかということじゃないのかなというふうに思いますので、そこら辺を今後どういうふうに進めていくのか、以上、3点お願いします。

大泉委員長 1点目につきましては、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まずは林業振興に係る、この事業ではなかなか見えないのではないかなというようなご指摘でございます。

金山町の話も出ておりますけれども、金山町につきましてはいろいろ、林業成長産業化モデル事業ということで、国のほうで各全国に十何か所指定をしております、その中で国の費用を使ってその事業を積極的に実施している段階というようなことでございます。

ただ、実は本町におきまして、成長産業化モデル事業につきましては2か年にわたりまして申請をさせていただいた経緯がございます。当初、金山町とバッチングした形で申請を申し上げましたが、東北管内、さらには県内の中でもやはり1か所というふうな指定がありましたので、まず初年度についてはその中で、ちょっと西川町だけ、さらには金山町でちょっと広域的に推進しましたので、そういった意味で、金山町が成長産業化モデル事業の指定地域になったということでした。

次の年なんですけれども、それでは町としてもさらにやはり西山杉を振興しなきゃいけないというような視点がございましたので、これまで西川町単独でなくて、西山杉のエリアの朝日、大江、西川の3町が一体となりまして、ご承知だと思いますが、西山杉コンソーシアムという組織を立ち上げておりますので、その中で申請を申し上げながらしてきたところでございます。

ただ、本省まで行ったんですが、残念ながらそこで申請漏れになっておりました。ただ、その中、いろいろ検討させていただいた内容については、しっかりそのベースに基づきながらやる必要があるというようなことで、その事業の内容につきましては、議会のほうにも説明しながら、進めてまいったわけですが、今、ここに来まして、この1年の中では説明をしていないのがちょっと私どもとしても非常に、ちょっとする必要はあるなというふうに思っているところですが、それをベースにしながら、今、考えてやっているところでございます。

この予算の中でやはり一つ一つ検証しながら、西川町におきましては、川上、川中、川下というふうなことで、林業振興におきましては、川上については山側、川中については製材業、川下については大工さんとか、使う側ということで、それぞれ森林組合、あと製材業組合、大工さん、それぞれの団体が一緒になりまして、西川町地域材西山杉利用推進協議会というのを立ち上げながら、それぞれ検討しているものです。

それを踏まえて、今回ちょっと見えないんですが、それぞれの団体がしっかり協議をしながら、この予算を使いながらやっていくということになっているわけございまして、ただ残念ながら、一番大きな、川中の加工施設の部分が製材業に実際やったらどうかというようなことでいろいろ話をしてきたわけなんです、やはり財政的な部分でまとまらなかったということと、さらには土場の整備もあったわけですが、それについても森林組合が、山土場で結構だと、町内の学校の跡地を利用する形で、そこを利用しながらしっかりとそこで材を振り分けする施設を造っていきましょうという話もありましたが、なかなかそこまでいかなかったというようなことでした。

したがいまして、いろいろな手だてをしながらか、これまでやってきた中で、今必要な内容をここで示させていただきながらやっているというようなことでございますので、その辺ご理解いただきながら、やはりこれから山側をしっかり国の新たな制度がございますので、山側をしっかりやった上で、いかに川中、川下につなげていくかということが、今は大事になっていますので、その辺をご理解いただければなと思います。よろしくお願ひいたします。

大泉委員長 2点目については、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 志津会館の建設に際しまして、一つとしては地元負担の関係、それから場所選定の関係というふうなところでございます。

地元負担金の考え方、財源の話でございますけれども、予算委員会等でもお話を申し上げておりますけれども、この志津会館につきましては、町の条例上、西川町立研修センター条例のほうに、条例化、記載になってございますし、加えて町の公民館条例としても同じ場所を指定しているというふうな状況になっております。前段、申し上げておきたいと思ひます。

40年経過をいたしましてでありますけれども、もともとは寒河江ダムの補償というふうな形の中で、本道寺と志津地区がダムによって分断されるというところの補償というふうなところで、町が建設したという経過があるところであります。

施設内容としては、これも申し上げてございますけれども、もともとは歯科診療所、保育所、それから志津分校の先生方の寄宿舎、トイレ、ポンプ庫、それに集会施設というふうな形の中で、町がもともと建設をしたというところであります。

これまで、本道寺地区を利用していた木の補償というふうな部分もあるのかなと思っておりますけれども、これが40年を経過し、老朽化したということで、町が今回地元の要望も受けながら建設をするということでもあります。

計画といたしましては、外から外ばきで入ってこられるトイレ、それから観光案内スペース、それから観光客の多目的ホール、イベント、備品の格納の倉庫など、観光振興のためのスペースというのがほとんどであるというふうに思ひますし、消防ポンプ庫につきましても、公共的な施設、ここに公民館機能を有する広間を併設するというところでございますので、そういった観点から、公民館の部分につきましては、ある程度の備品等の負担を求めるわけがありますけれども、こういったことを全体的に考えたときに、ほかの施設との比較においては、今回、辺地計画を定めながら辺地債を活用して、町が建てるというふうなことにしてございますけれども、これまでの公民館等々の設置の関係の考え方と一致しているというふうな考え方を持っておりまして、他地区とのバランスにおいても、公平性が保たれているので

はないかということは考えているところであります。

それから、場所の関係でございます。一つとしては、地盤の関係のお話もあったかというふうに思いますけれども、40年経過して、様々な要因が働いているというふうに思います。本当に詳しく調べないとなかなか分からない部分もございますけれども、今回、これから進める工事費の中においては、しっかりした地質調査、ボーリング調査も中に含めながら、しっかり支持地盤を確保しながら、設計をしていきたいというふうに考えているところでありますし、もう一つ、用地の場所の選定というようなところにつきましては、これも何回も説明してございますけれども、平成27年に設置いたしました地元の検討会におきまして、場所につきましては、その当時から3か所の候補地なども挙げながら、検討されてきたという経過がございます。

なかなか用地の広さ、それから雪処理、雪が多いところではございますので、雪処理、それから用地の取得の難易度とかそういった部分を総合的に判断されまして、地元としては今と同じ場所というようなところで、慎重に検討、2か年をかけての検討というようなことでありまして、検討されたというふうに思っております。

また、志津地区の方については、これまでも月山とともに生きてきたという部分がございますので、月山振興のためということで、総合的に考えた結果だというふうに思っているところでありまして、町としてはそれを最大限に尊重しながらこれまで進めてまいりましたが、昨年、今年度改めて意見等を集約してきたところでありますけれども、ほかの場所というようなところもどうなのかということも意見を求めながら、従来の要望でいいのかという部分についても確認したところでありますけれども、様々な方向から考えたときには、今の場所というところでの確認をされておりましたので、そういったところもございますので、今回同じ場所というふうなところで、町としても選定し、建設していきたいというふうに考えているところであります。

町のもう一つの押しというようなことについても今説明を申し上げましたけれども、その27年の検討委員会に頼らず、再度話をしながら確認をさせていただいたということについては、町としても再度の集約という部分ではさせていただいたというようなことで考えているところであります。

以上です。

大泉委員長 3点目については、土田建設水道課長。

土田建設水道課長 除雪の委託についてのご質問にお答えいたします。

最低補償のことについて、恒常的に最低補償を出せるようなマニュアルづくりというようなご質問でありましたが、最低補償、除雪の今回最低補償ということで出させていただきましたので、今回が最低補償の基準にはなるかとは思いますが、それに基づき来年度は来年度というふうなところで、恒常的な補償というところまでなかなか難しいかなとは思いますが、また気象状況に応じて、今年の基準からなるのかなと思っているところでございます。

あとオペレーターの確保というふうなことでありますけれども、オペレーターにつきましては、町のほうの委託内容としましては、オペレーターの方ともう一人助手ということで、1台に2人乗るように委託費用のほうを算出しております。

業者さんのほうも、オペレーターの方を数多くということであると、やはり負担になってくるというようなところもありまして、ぎりぎりの人数でやっているのかなと思っておりますが、オペレーターを確保するための手だてと申しますか、なかなかそこについて町のほうでは対応が難しいところではあるんですが、県のほうの、令和2年度の予算のほうには、オペレーターの担い手の確保ということで、事業を乗せているようでございます。

そちらのほうでは、大型特殊免許の取得費用とか、技能、除雪の講習会の参加費とかというような費用を補助するというような事業もありますので、そちらのほうで対応していただくというような対応にはなってくると思います。

そして、待機料につきましては、町のほうの除雪1時間当たり単価でありますけれども、県の単価を使っているというふうなことになりますので、ほかの自治体よりは高めの単価を使っているのかなと思っております。

ですので、その部分も含めてというようなことになりますが、待機料は、計算式、単価の中に含まれているというような考えで、単価を上げているということもございましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

大泉委員長 2番、佐藤仁委員。

2番（佐藤 仁委員） 林業に関しては、一生懸命やってもらっているのは非常に理解できます。工藤課長のほうでもいろいろやってもらっていることが分かります。これは国的にもやっぱり材木の値段が上がるような施策をやってもらわないと根本的に何ともならないところもあるんでしょうけれども、その中でやっぱり西山杉、隣の町村と協力して、携わっている人が明るくなるようなことを町として示して、引っ張ってってもらいたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと志津会館に関しては、いろいろ理由づけがあるんでしょうけれども、ボーリング云々が出ていましたけれども、隣で温泉を掘っているわけなので、ボーリングのデータなんかあるのかなと思いますけれども、それはそれで、やっぱり基本的に10軒あるところは全て負担なし、50軒、100軒あるところは例えば半額で建てるというような現状になる。

条例はあるものの、条例がそぐわないのであれば条例を直していかざるを得ない。今回はしょうがないんでしょうけれども、どうしてもやっぱり、おらのほうも、おらのほうもというような話が出た場合に、きちんと対応するようなあれを持っていてもらわないと、トラブルの元になるのかなと。

あと除雪に関しては、私が言っているのは、今からずっとそれに備えていただきたい。ある程度のマニュアルを作っておかないと、いつどういうふうな、今年みたいなことになるかわからないので、それをある程度整備しておかなければならないのではないかと、必ず補償するんだというふうなことになるので、そういうマニュアルを町として作っておいて、その中で、今回みたいになった場合は、オペレーターまでの補償もある程度考えて、そういうものを作っておいて、そういう年になった場合は、それを元に業者さんをお願いするというようなことについて言ったつもりなので、やっぱり大事なのはオペレーター、会社によって日中は普通の仕事をやって、朝、オペレーターもやっているところもあります。

あと、やっぱり町の機械を委託されてやっているところはオペレーターだけというようなところもあるわけですので、ある程度そこら辺までお金が落ちていかないと大変なのかなという意味で言ったつもりなので、そこら辺は理解をしていただきたいというふうに思います。

大泉委員長 追加答弁、小川町長。

小川町長 まず参考にと申しますか、今、課長がそれぞれ答弁したとおりであります。まずは林業振興の関係であります。西川町は95%以上の山があって、森林の町だということですが、その半分ぐらいは国有林でありまして、あとは民有林、民有林の中でも特に町有林が多いということですが、町有林をさらにそれぞれの地域の皆さんに貸し付けているということもあって、それぞれの林地を精査しますと、それぞれ個人の持っている山というのは、非常に小さな面積であります。林野台帳を調べますと、西川町の林家の50%は1町歩以下であります。ですから、それを林家で割りますと、1人当たり3反部か5反歩の面積の山であります。

ですから、非常に林業経営という観点からは非常にかげ離れている林業であります。ですから、西川町に10何名かの山持ちがおられましたんですが、その半数ぐらいは町外に出られ

まして、今、ほかの方に売買されている。所有権が移転されているというような状況でありまして、そのようなことでなかなか林道を切るにも、私の土地には林道を通さないでほしいとか、ほかのうちならいいけど、そういうようなことでなかなか厳しい状況です。ですから、そういった面積が小さいがゆえに、山の手入れがなされなかったということもあって、枝打ちもなされない、そういうようなことで進んできまして、西川町の西山杉もいいんですが、トゲが入ってなかなか使えないというのが現状であったわけでありまして。

山形県の緑環境税も含めてであります、それで今やっとそれぞれ枝打ち、それから下草刈り、こういったものが森林組合の手でしていただいて、今に至っている。ですから、林業経営という面では非常に厳しい。

ですから、私は前から申し上げているんですが、この農業は西川町は5反百姓でありまして、全国もそうですが、そのために集落への法人化ということの経営方針を立てたのは国でありまして、まさにそのとおりですが、むしろ山も集落林業、要するに林地をいかに集積して、そして林業経営に当たるということがまさにそのとおりだと思ひまして、今回やっと国のほうにもそういう理解に立って、林地の集積をやりながら、どうしても駄目な場合は町が責任を持ってやる、そういった形態になっていますので、ですからぜひ町民の皆さんにも西川町の山につきましての林業の形態を理解してもらいたいというふうに思います。

そんなこともあって、今後の林業振興につきましては、非常に厳しいものもありますが、ただ今回の林地の集積、こういったものを通しながら、規模の大きい林地を造りながら、今後の林業振興策としては必要だと思ひていますので、よろしくお願ひします。

あと除雪の関係ですが、これは佐藤幸吉委員からもあったわけでありまして、今後の対応であります、これは以前は西川町で除雪を委託する場合は、待機料というようなものがあったわけでありまして、それを待機料ではなくて、待機料という考えはなくして、全て実績にのっとった形の単価で、そして支払いをやってきた、契約を結んできたということでありまして、今年のような事例は全くこれまで想定できなかったことでありまして、委員おっしゃるように、今度ともそういったことを想定しながら、業者の皆さんとのご意見などを聞きながら、待機料をなくした時点でも業者の皆さんと協議を多分なさせて、今のような形態にしたと思ひますので、その辺は十分考慮に入れながらと思ひますので、よろしくお願ひします。

大泉委員長 ほかにありませんか。

4番、菅野邦比克委員。

4番（菅野邦比克委員） 私からは2つほど確認させていただきたいと思います。

6款1項4目です。ページ数で言うと71と73ですけども、鳥獣被害について、ここに補助金ということで、20万ほど載っておりますけれども、去年も大江の議員の方々と研修会をした折に、大江も相当イノシシの被害が増えて困った。西川のほうはクマの被害が多いということですけども、私も去年相談された方がおったんですけど、せっかく作ったものが全部食べられちゃったというふうなことで、何とかならないかなと思って相談したんだけど、柵の補助といいますか、今見ると20万ということですので、ほとんど、1軒分ぐらいしかないのかなという気はしますが、被害に遭われている農家というのは相当いらっしゃると思うんで、今後、カモシカとか、カモシカは天然記念物ですけど、サルとかイノシシ、クマ、そういうものに対して、もうちょっと電気柵の効果があったので使いませんかというようなものを対策費として持ってもらえれば大変有り難いというふうな気がしています。

町も被害状況は把握していると思いますけれども、分かる範囲内でお知らせいただきたいと思います。

あともう一つ、71ページの委託料で、発芽胚芽米の委託料581万9,000円、これは月山ままだと思いますけれども、去年の全員協議会で決算状況の報告が専務さんからあったわけですけども、精米量が非常に伸びている。精米量が伸びて黒字になったというふうなことで、本来は販売で伸びてもらえれば大変有り難いわけですけど、販売のほうは3割ぐらいずっといろいろな米が落ちているというふうなことで、今回、また支援米もやらないということになると、その分の量も減ってくるというようなことで、本来であるべき月山ままの販売に関する力の入れ方といいますか、変わってきたんだとすると、だんだん、精米量だけでJAのほうで割り振りして、精米量だけで成り立つんだということであれば、補助金の見直しも当然あってしかるべきになるのかなというふうな気がしておりますので、それから販売について、去年誰がやっているんですかと言ったら、私一人です、人がいなくて、ということだったんですが、その後、対策として何か行った経緯があるのかなのか、ちょっとその辺もお答えいただきたいと思います。

大泉委員長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まずは鳥獣被害対策の件でございます。

農作物被害というようなことで、被害額につきましては、今のところまだそんなに多くないと思いますか、直接的な、例えば果樹等の生産額が減少したというふうなことの金銭的な部分については少額ではございます。

うちのほうで、今、クマは昨年度は13頭でございました。イノシシにつきましては、捕獲数については2頭でございました。ただ、発見数といいますか、今回も補正をさせていただいておりますが、出勤回数が延べ400何回を超えておりまして、それだけ自治体の、出勤回数になりますが、延べ人数になりますけれども、そのくらい増えている状況でございます。

その中で、電気柵でございます。電気柵につきましても、4、5年前ですと、本当に小規模の農作物、いきいき直売会の人方がやる小規模の電気柵も補助対象にしてまいりましたが、やはり大規模に実施して、大規模といいますかそんなに多くはないんですが、できるだけ農家としてちゃんと販売農家で、しっかりと販売をしている方ということで、3アール以上というふうなことで対応するような形になりましたが、実際にサクランボに設置をして、その効果があったというふうなことでございます。

このたび、予算額としては事業費ベースで40万、20万というようなことで、補助対象2分の1でございます。そういった希望があれば、しっかりと対応してまいりたいというふうなことで、これも県のほうの補助金も含めながら、町で実施しているものでございますので、農家並びに組合のほう、農協のほうにも連携を取りながら、必要な方についてはしっかりとご支援申し上げるといような体制を取っておりますので、その辺はご理解をいただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

さらには、米月山の関係でございましたが、実際に今、経営状況につきましては、おかげさまで大分黒字のほうになってまいりました。その関係の中では、精米のほうが大きくなってきたというようなことでございます。

やはりそれも黒字化する上では、いろいろな経営を良くするには、いろいろなところに対応していくということが必要なことだと思います。ただ、やはり基本はまず精米、月山まんまの販売につきましても、お認めいただいたフレコンによる販売の拡大といいますか、大量に加工用の米として、弁当の米になりますが、その中で月山まんまの精米をして、そして大手の業者への販売も今、頑張っているところでございます。

そういった取組、さらには県内におきます、例えばケアハイツのようなそういった老人施設等についても販売網を拡大しておりますし、あと、そういった店にも今販売を拡大しているところでございます。そういったところと一体的にしながら、今頑張っているところでございます。

ただ、営業体制につきましては、やはり経営状況の中で踏まえてやっているものでございますので、専務がとにかく頑張っているところでございますが、工場のほうの中につ

きましては、いろいろ関係する方に一つお願いしながら対応しておりまして、何とか経営も順調に回ってきた状況になってきているというようなことでございますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

大泉委員長 4番、菅野邦比克委員。

4番（菅野邦比克委員） 鳥獣対策については、大規模の方については、いろいろあるということですが、そんなに大きくない農家で、全部食われたというような話もありますので、できればチラシでも載せていただいて、こういう補助がありますよというふうなことでお知らせいただくと大変助かるのではないかと気がしますんで、今年も雪が少なく、クマも間もなく出てくると思いますので、ぜひそんなことで対策をお願いできたらというふうに思っております。

あと月山まんまについては、鈴木専務さん、去年お話を全協でお聞きいたしましたんですけども、いつまでも鈴木さんに頼って営業をやっているというわけにもいかないでしょうから、ある程度、精米を重点にやっていくんだとすれば、それなりにいろいろな関係機関にお願いをして、月山まんまに集中してもらおうような取組を村山地区なら村山地区、寒河江西村山と限ったことではなくて、いろいろなところに働きかけていただいて、精米はぜひ回してくださいというふうな営業も必要になってくるのではないかと思いますので、そうすると、そういう方向の営業戦略の見直しという形になってくると思いますから、ちょっとこの辺少しお答えいただければと思います。

大泉委員長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まず、鳥獣被害対策の関係で、小規模の方、最近電気柵は非常に安くなってきております。本当に小規模の方は自分で何とかできる、販売農家でなければ、そう対応していただければと思います。今、やはり問題なのは、イノシシでございますので、イノシシ対策については、今般もいろいろ少雪で、各町内にも出没をしております。そんな関係から自治体の方々にわなの設置をお願いしまして、それぞれ報告があったところについては赴きまして、そういったわな設置を実施、頑張っているところでございますので、ぜひそのようなことで今回、お知らせ版に、山、さらには畑に行く際にはそういったわなも設置されていますし、さらには出没、出会う可能性がありますので、そういった注意喚起もしながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願したいというふうに思います。

米月山等につきましても、今、井上専務ですが、専務も一生懸命頑張ってお対応しております。

す。まずは会社として黒字化に向けた取組というようなことで、しっかりやってもらうことと併せまして、町としましても関係する農協さん、さらにはそういった関連する方々と協力し合いながら、経営が成り立つように対応させていただいているところでございますので、なかなか協力者が一気にというわけにはなかなかいきませんが、一つ一つ対応しながら、黒字化に向けた取組をしっかりと取り組んでいるというようなことでございますので、その辺ご支援いただきながら、対応していただければなと思っておりますので、よろしくご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

大泉委員長 ほかにありませんか。

3番、佐藤光康委員。

3番（佐藤光康委員） 第8款3項1目の空き家の問題です。議会で今年度の事務事業評価で空き家等対策計画が策定を早急に行って、総合的に実施する体制づくりをしてほしいという意見を述べました。

予算委員会の中で、総務課長は、来年度は県の策定をお願いしている空き家等対策計画を作る予定はないと言われました。山形県での空き家等対策計画は西川町で言えば、空き家除去の担当の総務課と空き家バンクなどの利活用の政策推進課と2つに分かれています。町長の判断だと思われませんが、観光立地を掲げている西川町にとって、空き家対策は待ったなしの課題になっていると思います。

来年度、県が策定を求めていた空き家等対策計画を本当に作成しないのか、町長、お聞かせください。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 空き家対策につきましては喫緊の課題だというふうに捉えていまして、これは全国的な課題でありまして、特に西川町につきましては、空き家で危険住宅等も含めて対応しているわけでありまして、ただ、現在のところは空き家の利用も、午前中に申しあげましたように、外国人の方が来られて宿舎がないということで、企業主自ら西川町の空き家バンクを通じて、空き家を購入してそこを社員の住宅にしているとか、そういうものもありますので、計画についてはちょっと担当のほうでしかちょっとあれなんです、そういった方向で鋭意に進めてまいりたいと思います。

なかなか空き家を町のほうで再利用したいとか、いろいろな話もするんですが、前に申しあげましたように、どうしても、この西川町付近に住んでおられる方、空き家の持ち主であります、ちょっと踏み込んでやりますと、どうしてもおじさん、おばさんがいて、「おれ

の帰るところがなくなる」というようなことで、どうしても後から話が戻ってしまうと、そういった事例もありますので、そういうのも含めて考えていきたいと。

当然、空き家の解体につきましても、一般質問等でもありましたように、大江町、朝日町では解体費用の補助金もあるということであります。そういったものを含めて、ただ、今、西川町で空き家で一番危険住宅と申しますか、危険家屋につきましても、姥沢の山小屋であるということで、まずその辺を重点的にやっていきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

大泉委員長 3番、佐藤光康委員。

3番（佐藤光康委員） 町の空き家に対する姿勢が町民にとっては見えないんじゃないかと思うんですね。今、空き家等対策計画は、今、山形県で35市町村ありますけれど、去年10月段階で27市町村が作っています。最近金山町が作り始めました。ですから、ほとんどの市町村が空き家計画を作って町民、市民に知らせて、こういうふうにしていくんだということで、引っ張っていかうとしているわけです。

ですから、町のほうでも、空き家に対して、現実をしっかりと調査して、町民に知らせる、こういう現状があるんだ、対策としてはこういう方法があるんだということをしっかりと示してもらって、空き家対策のために町がリードするような立場でぜひ空き家等対策計画を作っていただきたいということで、以上です。よろしくをお願いします。

大泉委員長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤光康委員から、空き家対策、とりわけ計画についてということのご質問であります。空き家対策の状況、問題点に捉え方等については、先ほど町長から答弁いたしましたとおりでありまして、その計画につきましても、確かに予算委員会の中では、令和2年度においての策定はない。ただし、そのとき併せて申し上げたのは、いわゆる西川町としての町内部での空き家対策に対する考え方、そういったものを整理していかなければいけないという認識でいるということをお願いいたします。

昨年度、令和元年度においても、空き家の実態調査等々も行いながら、あるいは日常業務の中で随時解体の状況等について、様子を見ながら声かけをしたり、あるいは文書でもって指導という形で行っているというのも先だっても申し上げてまいったところがございますけれども、いわゆる空き家に対する解体の関係やら、そういったものについてはまず町としての考え方、これを明確に整理した上で、外部の学識経験者等幅広い専門家の意見等も伺いながら計画を策定していくのが、この空き家計画ということで捉えてございますので、そうい

った形で、順番を経て検討してまいりたいという考え方でございまして、今後とも鋭意努力してまいるところであります。よろしくご理解ください。

以上であります。

大泉委員長 ほかにありませんか。

9番、伊藤哲治委員。

9番（伊藤哲治委員） 3点について質問させていただきます。

6款1項4目、71から72ページにかけて、農業振興費があります。その中で、町ぐるみ山菜きのこ産業振興プロジェクトということで、829万6,000円ほど全体で予算がついているようですが、実際、西川町の山菜きのこについては、先細りなんじゃないかという予感というか、そういうふうに関、私自身思っています、それは各地区で月山筍を植えたり、ワラビを植えたりやってきましたけれども、老齡化が進んで、もう荒廢化しているタケノコ畑、ワラビ畑というのがかなり増えているんじゃないかというふうに思っています。

そういうことが、前に町でじゃあどうしようということで、オーナー制度をやるかということでオーナー制度というのも一旦やりましたけれども、土地の貸し借りじゃないんでしょ、なかなかうまく進まなくて荒れっぱなしというところが多すぎるんじゃないかというふうに考えられます。

そういう中で、山の幸活用商品開発をするとか、大規模商談会の出展の調整業務をするとか、そういう委託業務をいろいろやっていますけれども、それが実際、山菜きのこを本当に確保していくことにつながっているのかどうか、今後の山菜きのこを本当に町の恵みとして育てていくために、どのような方向性でもってやっていくのか、その辺について町の考えをお尋ねしたいというふうに思います。

なかなか掛け声はいいですけども、先細り感というのは否めないんじゃないかというふうに思っていますので、そこについてひとつお願いします。

それから、6款1項5目、73ページから74ページにかけて、仁田山放牧事業の件ですけども、934万ほどのお金で、放牧場を守っていくというのが出ています。ただ、なかなかあそこに放牧するというのが町内の業者では今のところ福寿館しかないのかなというふうに思っています。

採算が取れる頭数というのが仁田山放牧場に放牧した場合、何頭、あそこに放牧すれば採算がとれるのか。いくら放牧しても人件費、それからその他管理費等を見れば、採算が取れないのか。その場合に他市町村に対する負担金等を要請してもいいんじゃないかと、前にお

話ししたことがありますけれども、ほかの近隣の市町村に負担金をお願いして、町外から放牧をする市町村の負担を求めていくということを町自体でやっていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、その辺の考え方についてお伺いをします。

もう1点、7款1項3目、80ページです。観光費の中で、教育旅行拡充ということで、6万円の予算を組んでいます。たった6万で何に使うのかなというふうに思っていますけれども、教育旅行に関しては、大井沢を中心にかなり活発な時期がありましたけれども、最近、民宿を営む方々の高齢化に伴って、民宿の数もどんどん減っているというふうに理解しています。

今、実際に、西川町の中に、民宿を営んでいる軒数が何軒あるのか。新たに自分は今もうできないから、どなたか使っていただけないかということで、移住、あるいは定住者に新たに貸し出すなんていう施策は考えられないのか。その辺についてどう町で考えているのかお伺いしたいというふうに思います。

今、小中学生の教育旅行というのはどんどん減ってきていて、もうほとんど西川町にも来ていない状況があるんじゃないかというふうに思います。そういう中で、前にも私、質問しましたけれども、教育旅行じゃなく、企業研修にもっと人を呼べないのか。というのは、絆の森等で、ドコモとか日本生命とかいろいろな企業が森を造り、そこに自分の会社の社員を連れてきて、自然に親しむというようなことをやっているわけですので、そう考えれば、企業研修ということで、もっとそういう企業の方々を呼び込む施策というのを考えられないのか、以上3点についてお伺いします。

大泉委員長 1点目、2点目については、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 それでは、まずは町ぐるみ山菜きのこ産業振興プロジェクトにつきまして、答弁させていただきます。

委員、ご指摘のとおり、山菜きのこについては、非常に出荷、生産数が少なくなってきた。それはやはり高齢化に伴うものということで、非常に心配されてきたわけです。そういった観点から、この事業につきましては、平成29年に今の状況を確認させていただいて、実需者といいですか、使う側、さらには生産者の状況などを踏まえて、その実態を把握させていただきました。

それで、平成30年から来年度までというようなことで、3か年にわたりまして、この山村活性化支援交付金ということで、国の100パーセントの事業を入れさせていただいて実施させていただいているところでございます。

やはり非常に心配されることではございますが、やはり町として何をすべきかということと考えさせていただいたこのそれぞれの事業でございます。

先ほどタケノコの関係がございました。オーナー制度、初年度、30年度に実施をさせていただきますが、1反歩ほど地元の方の協力を得ながら、それで実施しようということで、させていただいたところでございました。

たしか3名か4名の方がオーナーとしてなっただきながらやったわけでございますが、その後、拡大していきたいというような形の中で、地元の方と協議をし、実施してきたわけですが、やはりいかんせん、いざ貸していただきたいというようなことになると、なかなかそういう同意を得ることもちょっと大変だったということで、さらには農地法の関係からすれば、相対の貸し借りということになりますので、そういった関連も含めて考えればどうなのかということでございました。

その関係から、荒廃園地の再生法確立事業というようなことで、小山地域がタケノコ栽培で非常に大きな施設がございます。その中でやはり大分園地が荒廃しておりますので、その再生に取り組むのにはどうしたらいいのかということで、専門の方と検討しながら、一つには間伐をする必要がある、それでは、間伐の仕方についてもどうすればいいのか。例えば一つ一つ中に入って、1本1本切るのではなくて、列状間伐というふうなやり方もどうなのかということで、そういうことをしながらしっかりとした再生に向けた取組というようなものもこの事業の中で考えさせていただいているということでございます。

あとさらにはその委託の事業でもございますが、それぞれその委託の中で、生産したものの加工の部分におきましても、これまで町とその生産、加工の関係で、例えば漬物屋さんとか、そういったところとの関係はなかったわけですが、そういった部分も含めて、みんなでそういう再生に取り組む素地を作っていこうというようなことで動いているわけです。

その関係から、この町ぐるみ山菜産業振興プロジェクトの中で、協議会を立ち上げてそれぞれの連携協議をしながらやっているというようなことでございまして、あとさらには、きのこにつきましても今、14の町内のきのこ生産者のグループがございます。それで年間大体31万8,000駒ぐらいきのこの植菌をしていただきながらやっていただいておりますし、さらには菌床なめこを作っている生産者もございますが、そこでは新たな地ビールの菌を使ったなめこを栽培しているものとか、そういうふうな新たな取組がこの事業の中でいろいろ展開されているところでございますので、まず町がしっかりやるべき部分はこういった事業の中で、生産者に対して支援を行いながら一体となって行っていくということが大事だということ

とで、取組をさせていただいておりますので、その辺、ご理解をいただければなというふうに思います。

さらには、仁田山放牧場でございます。仁田山放牧場につきましては、先ほど委員のほうからご指摘もございました町内の純粋な生産者がいなくなりましたので、これからは福寿館の繁殖牛120頭増やしてまいります。その中で、繁殖牛を今では30頭ぐらいあげていただく予定にしております。あと町外からも30頭ということでございます。

これまで使用料につきましては、町内は200円、町外の方は300円ということでございましたが、全て1日350円一律にさせていただきました。町内、町外関係なく350円ということでございます。

今、予定としておりますのは60頭でございます、大体年間600万の費用がかかりますので、今回は修繕がありましたので、900万ほどでしたが、経常的な部分においては600万ぐらいだと。半分についてはその使用料で賄うような形、さらにはその半分については先ほど、今のところは町の一般財源というようなことですが、委員ご指摘のとおり、やはり各市町村からの支援というのもまず必要ではないかということ。さらには、この公共牧場につきましては、県でもこれからTPPなり、山形県の山形牛を生産する上で、公共牧場の位置づけというのは非常に大事だと我々も思っているところでございます。

そういった関係で、山形県の位置づけは非常にまだまだそこまで至ってないということでございますので、公共牧場に係る関係者の一つの懇談会を立ち上げさせていただいて、その中で、県への要望活動、さらには来年になりましたら、放牧する関係市町村の皆さんに集まっていたきながら、仁田山放牧場の今後の運営に係る各市町村の支援の在り方など、検討会を立ち上げながらその形の中で、仁田山放牧場を今後継続的にやれるような形で考えていきたいと考えておりますので、その辺、ご理解をいただければなと思います。よろしくお願いいたします。

大泉委員長 3点目については、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 教育旅行の今後の考え方ということで、何点かのご質問でございます。

1つ目としては、今現在の民宿、受ける民宿、旅館、宿坊等の軒数というようなところでございますが、大井沢地区においては6軒、岩根沢地区については3軒、合計9軒。それから、そのほかの民宿としては2軒ございます。

後継者の関係もございまして、高齢化という部分もありまして、貸出しも視野にというようなところのご提案もあるところでありますけれども、なかなか現状におきましては、住居

として使われている方もいらっしゃるというようなところで、住居としても使わなくなったという時点については、可能性としてはもちろん考えられるというふうなところがあると思いますし、そういった現状を何とか打開しようというところで、大井沢区自体でも独自に各民宿、旅館の意向調査などもしているというところについても承知をしていますけれども、そういった可能性については今後も町としても研究しながら、対応を図っていききたいというふうなところを思っております。

それから、従来の中学生を対象にした教育旅行のみならず、伊藤委員からは前から企業研修というふうなところでどうだというふうなご提案をいただいております。過去に、大井沢のほうに、東京の企業が、労働組合でございますが、長い期間定期的に研修をされたということなんかは前例となっているところでありますので、なかなか大人数での受入れができなくなっているということからすると、もちろんそういった考え方についてはあるのかなというふうに思っておりますし、それを受け入れるだけの資源についても十分にあるというふうに思っておりますので、少しずつではありますけれども、今年度につきましては、まちづくり応援団の方にもお話をし、あるいは月山ふるさと大使の方にも相談をしながら、そういった企業の紹介をいただけないかというふうな動きもさせていただいているところでございますので、そのほかには大学とか、提携する大学のゼミとか、そういった部分も考えながら今後は対応していきたいというふうに思います。

最近、教育旅行については、農業体験という部分で、学校さんからは要請があるところがありますけれども、農業体験以外にも生活文化体験、自然学習、そういった部分についてもニーズがないのか、調査をしながら進めているところでありますが、近年といたしますか、最近、JTBさんでも少し注目をいただきながら、一つのコースを設定などもいただいているところであります。観光協会が一般社団法人になったという部分もありまして、効果も発揮しながらそういったエージェントさんとも組みながら教育旅行という部分では引き続き推進をしてまいりたいというふうな考え方ではおるところであります。

大泉委員長 9番、伊藤哲治委員。

9番（伊藤哲治委員） 町ぐるみ山菜きのこ産業振興プロジェクトに関しては、今、課長からいろいろご説明がありましたけれども、基本は実際、今まで育てたタケノコ、あるいはワラビというのがもうほとんど淘汰されて駄目になってきつつある、手入れをしないからですね。そうやって来つつあるんじゃないかと思っておりますので、目先を変えて、ビールの菌に使えないかとか、いろいろやるのはいいんですけども、基本は最初やったことをどうやって生

かしていくのかということにもう少し目を向けないと、ますます駄目になっていくんじゃないかと思いますので、そこにぜひ力を注いでいただきたいというふうに思います。

あと仁田山放牧場に関しては、来年からなんて、課長、さっき言ったようですが、来年度でいいんですね。来年度から早急にぜひ、隣り合う隣接の市町村と話し合いをしながら、本当に採算が取れる牧場になれるように、あるいは観光に結びつけるというのはなかなか大変なんでしょうけれども、採算が取れるような形でやれるように、努力をしていただきたいというふうに思います。

あと教育旅行に関しては、先ほどからあったように、大きい人数での招聘なんかじゃなくとも、四、五人、あるいは二、三人でも来るといふ方を大事にしながら、交流人口、関係人口を増やしていけば、観光にも結びつくのではないかというふうに思いますので、その辺について、町長はどういう所感を持っていらっしゃるのかちょっと一言だけお聞きしたいと思います。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、山菜きのこにつきましては、大変悲観的なご意見もあるように聞こえますが、決して全てそういった状況ではありませんで、オーナー制も含めてそういった面ですらにやっていきたいわけではありますが、やはり山菜きのこにつきましても高齢化して、どうしてもその規模縮小等も含めてでありますので、せざるを得ない部分もありますが、西川町としては山菜きのこを取って売るもこれも一つの仕事ですが、まずは山菜きのこの料理、山菜きのこは新鮮なものは西川町そのものでありますので、まずここに旬の季節に、産地に来ていただいて、食べていただく。

要するに、加工になったものを食していただく、これが一番の収入源になりますので、そういった生産者と飲食業が連携になればいいと、さらに効率が上がるということも考えておりますので、そういったものを含めて今後やっていきたいと思っておりますし、仁田山牧場につきましては、先ほどあったように、教育旅行につきましてはですが、教育旅行は大震災までは非常に順調な、順調と申しますか、大規模な、それぞれ、バス2台、3台と来る日が何日か続いたというような、そういった時代であったわけではありますが、大震災で来なくなりまして、そして、むしろそれぞれの地域の観光教育旅行受入れ市町村と申しますか、地元を使うようにというようなことで、宮城県は宮城県の中で、以前は茨城県、神奈川のほうからも来ておりましたんですが、そういったそれぞれの地域の中で、修学旅行をやるようにというような、そういった傾向に変わって、あれからガタッと来まして、教育旅行が来なくなったというこ

とでありますので、なかなか前に戻すには非常に大変であります。以前はそういった意味で、前に来た学校に、大井沢の民宿組合、さらには体験に携わった農業法人と一緒に訪問をした経過もございますが、それがいいかは、これからできるかどうかですが、そういったものを含めて今後だと思っています。

そして、昨日もダム周辺の、これからの利活用、要するに湖面利用、こういったものを含めて、そういったものを含めて、議員おっしゃるように、小規模ながらの教育旅行というよりも、そういった観光体験旅行と申しますか、そういったものの受入れも含めて、今後は検討すべきだと思っています。そういった意味では、西川町は非常にいいフィールドがありますので、あとは冬の日本一宣言もやっているわけではありますが、スノーパーク構想、こういったものを含めて、年間を通して、そして大井沢、志津に呼び込めるような、そういった体制づくりはこれからだと思っていますので、よろしくをお願いします。

大泉委員長 9番、伊藤哲治委員。

9番（伊藤哲治委員） 飲食業とタイアップしながらという話は分かりますが、それで旬のもの、西川でなければ食べられないものを食べていただいて、リピーターになっていただいて、どんどん来ていただくというのは分かるんですけども、そのためにはやはりさっき言ったように、基本をきちんと守って、山菜を育てていかなければ、飲食業の方々でも山菜を集めるのが大変だという声も聞かれますので、その辺について、手をぜひ打っていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

あと教育旅行に関しては、今までの教育旅行というのはまず今後、あまり考えられないのかなというふうに思いますので、発想をやはり転換をしていただいて、先ほど言ったようなことも組み入れながら、民宿を活性化することも含めて、交流人口、関係人口の増大につなげていただきたいということを要望して、終わりにしたいと思います。

以上です。

大泉委員長 ほかにありませんか。

質疑なしと認め、以上で第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費の質疑を終結します。

ここで休憩をします。

再開は2時50分とします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時50分

大泉委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費について質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、佐藤光康委員。

3番（佐藤光康委員） 10款4項の1目で、自然博物館の館長、あと歴史文化資料館の館長を置かないのかどうかということでお聞きします。

まず、自然博物館の館長は、前はいましたけれども、今はいないわけです。自然博物館も歴史文化資料館も、生涯学習課の課長さんが兼任しているということで、やっぱり両方とも博物館の発展のためには、非常に消極的で、大きな発展につながっていないんじゃないかということを感じるわけです。

例えば自然博物館には、素晴らしい学芸員もおられまして、素晴らしいイヌワシの剥製があって、これをどうやってライトで照らそうとか、いろんな発想で考えているんですね。そういういろんな発想が、現場に館長さんがいないわけで、やっぱりそういうふうなのが有機的に動いていないような感じがするんですね。ですから、やはり今から自然博物館の館長さんを置かないのかどうか。そこはぜひ置いて、もっと役場職員じゃなくてほかの方に任せて、どんどん発展させるべきじゃないかと思うんですね。

歴史文化資料館も、びっくりしたのは、まち・ひと・しごと総合戦略で私たちももらいましたけれども、歴史文化資料館の入館者数の年間目標でしょうか、600人と書いていて、600人というと、200日としても1日で3人ですよ。1日で3人なんて、これは1桁間違ったんじゃないかと思ったんですけれども。ですから、もし本当だとすれば、何と意欲のないことかを感じるわけです。

ですから、今から安中坊の問題もありますし、やはりもっと積極的に町が専門の方を置いて、どんどん頑張ってもらおうと。そして、町がそれを支えていくという体制を取る必要がある感じがするわけですけれども、回答をお願いします。

大泉委員長 答弁は荒木生涯学習課長。

荒木生涯学習課長 2点、ご質問を伺ったと思います。1点は、自然と匠の伝承館、自然博物館、もう1点は、歴史文化資料館の館長職を置くかどうかということでありまして。

大井沢自然と匠の伝承館、自然博物館につきましては、ただいま委員ご指摘のとおり、私が館長職を兼任しておりました。昨年度末まで前任の専門的な方が館長をなさっておいて、現場でもって臨機応変に対応できたという体制を取ってきたということでございますが、諸般の事情から退任されたということでもあります。

今年1年間、それぞれ私も館長ということで、なかなか交流センターのほうで執務を執りながらやっているわけでしたが、やはり現場でのすぐの対応ということは、なかなか大変でありました。ただ、幸いなことに、年度途中から、委員ご指摘のとおり、現場で専門的な学芸員の方も入ったということと、ほかのスタッフの方の支えもあって、何とか博物館の管理運営、それなりに適切な館の維持ということは、企画展なども行いながらやってきたということでもあります。

専門的な方の館長職としての配置ということは、当然そうあるべきだとは思いますが、この1年間、そういった方を探しながらやってきたわけではございますが、適任の方をなかなか見つけることまでは至らなかったということでもあります。加えまして、町全体の人の配置という絡みもございますので、その辺のところは、そういった方の有望な方の発掘ということも併せまして、全体的な人員配置については、担当部局とも相談しながら、配置のほうを対応させていただきたいというようには思います。

歴史文化資料館のほうの館長ということにつきましても、同様のことが言えると思います。そちらのほうはそういった考え方で対応してまいりたいということではありますが、もう1点、入館者数の目標です。戦略を立てる時点での開館前の目標でありました。実際に600人という目標であったことは事実ではありますが、令和元年度の入込みは2,404人でございます。ですので、一月当たり300人から400人ぐらい、お客様が入っていただいたという実績がありますので、こちらのほうは戦略の数値、目標数値は見直しをかけて取り組んでまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

大泉委員長 3番、佐藤光康委員。

3番(佐藤光康委員) 西川町の宝をどんどん発信していくという気持ちで、ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくお願いたします。

大泉委員長 ほかにありませんか。

7番、佐藤耕二委員。

7番(佐藤耕二委員) 9款1項4目の災害対策費について、2点質問させてください。

これに防災会議という項目があるわけですがけれども、防災会議というのは年にどれくらい開いていらっしゃるのかなど。そのときの内容なんかも、どういうことなのかなというふう
に思うわけですがけれども。

先日、私、一般質問でしましたけれども、やはり非常時のときというのは想像できないこ
とが起こり得るということで、くしくも明日、東日本大震災の日なんですけれども、やはり
全てが、皆さんの話を見てもあるように、想定できなかったという話がいっぱいあるわけ
ですね。防災会議では、例えば地震等の想定をしての話合いなんかは、されていることがあ
るのかどうかということをお聞きしたいなと思います。

それと、もう1点、下のほうに自主防災組織充実強化支援事業の補助金というのが40万ほ
どあるんですけれども、ちょっとこの内容をどうしたことなのか理解できないので、教えて
いただければなというふうに思います。

大泉委員長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤耕二委員から防災の関係で2点のご質問がありました。

まず、第1点目の防災会議についてであります。

防災会議につきましては、地域防災計画見直しを行う際に防災会議を開くことと法的にさ
れてございますので、地域防災計画が関係法令の改正等に伴って見直す必要が生じた場合に、
防災会議を開いているという実態でございます。最近は大きな改正がございませんので、今
年は開催しておりませんが、必要に応じて、その法令の改正等に伴って、地域防災計
画、これの見直しを図るときに行うという形になってございます。今おっしゃられました東
日本大震災後の間は、かなり大きな改正が相次いだというふうなこともございましたけれ
ども、今の段階では比較的大きな改正等はございませんけれども、そういったことで必要に
応じて地域防災計画の見直しを行う際に、会議を開いているということでございます。

もう1点目の自主防災組織の助成金等でございますけれども、自主防災組織の中で訓練等、
いろいろな事業を実施されるかと思えます。地震を想定した訓練、土砂災害を想定した訓練、
火災を想定した訓練ということで行われるかと思えますけれども、そういった自主防災の訓
練の際にかかる経費等に対する助成、あるいはまた、防災組織として必要な資機材の購入に
対する助成等々につきまして、関係自主防災組織のほうからお話しいただいたものに対して、
鋭意助成しているというものでございます。よろしくご理解ください。

以上であります。

大泉委員長 7番、佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） 防災会議は防災計画の見直しするときということですが、じゃそれ以外に、例えばこういうふうな訓練をしようとか、こういうふうなことを想定しながらやろうというのは、総合防災訓練はもちろん年に1回あるわけですが、それにとらわれず、そういうふうなことを想定した会議といいますか、その集まりといいますか、そういうのはないのでしょうか。

大泉委員長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤耕二委員のご質問にお答えいたします。

現段階で自主防災組織連絡協議会なるものの名称の会議等はありませんが、自主防災組織の会長さんと区長さん、あるいは地区会長さん、務めておられるということもありますので、区長会議あるいは防犯の総会等もございます。そういった会議の中でいろいろお気づきの点をご発言いただきながら、検討してまいっているというふうな状況でございますし、今後とも対応してまいりたいと思います。

なお、総合防災訓練等については、消防団等とも実施の段階から協議を行いながら計画を策定して、実施をしているという状況でございますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

大泉委員長 7番、佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） そうしますと、やはり毎年1回、訓練を行うほかには、別な訓練を想定したことはやっていないということだと思いますけれども。

先日のちょっと続きになろうかと思えますけれども、非常に山形盆地の断層帯はやっぱり危険性があるということで、最大7.8というふうに私、申し上げましたけれども、これは町の地域防災計画書にちゃんと載っているんですね。ということは、町もそれを理解していると、そういう想定をしているということなんですけれども、それを想定はしていますけれども、じゃその訓練はしたことがありますかというのは、今のお話も含めまして、ないだろうというふうに思いますけれども、その辺の必要性は、町長、どういうふうにお考えですか。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 地震を想定した訓練につきましては、総合防災訓練になりますが、西川町、一番の想定される災害につきましては、土砂災害になります。土砂災害につきましては、新庄の河川事務所と一緒にあって、これまでもあいべで、西川町はもちろんですが、国交省、県、それから報道機関、あとはいろんな関連する関係機関、県内の関係機関を総動員しましてやっておりますし、さらに、去年が新庄河川、その前がダムが主体となって、あいべでホール

を使って、先ほど言いましたような関係機関、約100人ほどに参加してもらって、それぞれの具体的な防災訓練をやっております。

あそこのダムの崩壊する以前の自然ダムを、土砂崩れによる自然ダムを想定して、あとは、新庄河川は、先ほど言いましたように土砂災害、こういったもので訓練をやっておりますし、ただ、地震につきましては、先ほど言いましたように、町の総合防災訓練で震度7を想定しながらやっている状況です。

ですから、県内でも、西川町のように、それぞれ新庄河川、ダム、ありますので、そういった大規模な、具体的な災害訓練というのは、西郡の管内でもほとんどないわけでありますので、今後は、職員もなかなか経験したことないわけでありますので、そういった意味では、こういった機会を捉えながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

大泉委員長 ほかにありませんか。

4番、菅野邦比克委員。

4番（菅野邦比克委員） 10款1項3目の外国の指導助手の件でちょっとお伺いしたいんですけども。

この前も予算委員会の中で、フランクさんについては4年経過して、今年の9月までですという説明があったわけですが、フランク先生もなかなか一生懸命で、小学校や中学校、非常に生徒から慕われておりまして、これから西川町は英語に力を入れていくということでございますので、子どもたちにとっても、替わるのは一つの通過点だとは思いますが、できればずっといいですか、もう1期ぐらいお願いできないのか。これは制度上、3年が基本だというふうにこの前は説明ありましたんですけども、これは町長の責任でもう1期というわけにはいかないのでしょうか。どうなんですか。私、分かりませんので、ちょっと教えていただきたいと。

大泉委員長 安達学校教育課長。

安達学校教育課長 菅野委員の質問にお答えしたいと思います。

A L Tの先生につきましては、予算説明のときにも申し上げたとおり、3年が基本で、5年まで延長が可能となっているところです。フランク先生につきましては、今4年目と入っております、4年で契約のほうは終わりたいということの説明を申し上げたところですが、フランク先生におかれましては、大変子どもたちにも熱心に教育をしていただいて、授業以外でも大変子どもたちとの触れ合いも一生懸命、積極的にやったださるということで、学校のほうからも私どもの教育委員会のほうからも、もう1年お願いしたい旨、要望は

したんですけれども、ご本人の意向もあって、4年で終了ということになったところです。
以上です。

大泉委員長 4番、菅野邦比克委員。

4番（菅野邦比克委員） 本人からの申出ということですよ、今の説明ですと。なかなか日本人よりも面倒見のいい方でございます、ぜひお願いして、町長の一言で延ばせるというのであれば、ぜひ置いていただければというふうに。これは制度上、全国的なALTのものだとは思いますが、首長の判断でいいんですよというふうなことであれば、本人がぜひとも帰りたいというのであれば、これは仕方ありませんけれども、子どもさん方も大変がっかりしているし、この話を聞くと、がっかりするというか、ちょっと帰るんだそうですのよううわさも広がっておるようでございますので、できれば、もう1期ぐらいできるのであれば、お願いしたいなというふうなことでございますので、ぜひひとつ答弁をお願いしたいと思います。

大泉委員長 答弁は、小川町長。

小川町長 子どもの側から言えば、やっぱり慣れた先生でありますので、そういった意味では、ぜひとも継続してというようなことを、今、教育課の課長からありましたように、要請はしているんですが、どうしてもやっぱり本人の希望でありますので。特に、ジョー君がおりますが、あの折には町のほうとしてお願いして、残ってほしいというふうなことでお願いして、今、また継続して、さらに来年度からは一般職員として身分も保証しながらやっていくということになりますので、身分を保証するに当たっても、これまでいろんなジョー君とのお話しもしながらやってきておりますので、そういった意味では、さらに環境整備に努めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

大泉委員長 ほかにありませんか。

2番、佐藤仁委員。

2番（佐藤 仁委員） 私は1つだけ、ページ数が102ページ、社会教育総務費、これは予算委員会でもちょっと聞いたんですけども、明確な答えがなかったので。

町立図書館、今年度までは館長の手当があったんですけども、来年度には館長の手当がない。これは特別職なので省いたということなんですけれども、館長職を置くのか置かないのか。ちょっと私も調べれば良かったんでしょうけれども、町立図書館を置くという委員会でも話しましたけれども メリットは、他の市町村、県、例えば国、図書館からの借入れ、貸したり、貸してやるということはあるまいんでしょうけれども、借りた

りできるのは、この町立図書館というものがないと借りられないわけです。それが一番のメリットなわけです。

ですから、他の小さい市町村なんかで、町立図書館なんかはないところもあるわけですが、そういうことで、町立図書館を維持していくんだということであれば、今までは例えば町長の名前でやり取りしていたというのが、館長の名前でやり取りをしていたのか、じゃ館長の名前でやり取りをしていたのであれば、今後、まさか会計年度の任用の職員の方が館長というわけにもいかないんでしょうけれども、そこら辺の方針がまだはっきりしていないみたいなのこの前の委員会での話だったので、再度確認の意味でお願いします。

大泉委員長 答弁は荒木生涯学習課長。

荒木生涯学習課長 ただいまの佐藤仁委員のご質問にお答えいたします。

町立図書館の館長職を置かないのかということですが、現在、令和元年度におきましては、特別職として図書館長を置いておりますが、限定列挙で市町村独自の特別職が図書館長として置けないということになりましたことから、図書館長につきましては、会計年度任用職員としては募集しないというようなことです。

ただ、町立図書館を設置している以上、図書館長を置く必要がありますので、その件につきましては、一般行政職、正職員の中からも含めて、職員を置くというような対応になってくるとおられますので、図書館長を置いていくということには変わらないというように考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

大泉委員長 2番、佐藤仁委員。

2番(佐藤 仁委員) もちろん、今までのように臨時の方に館長をお願いするというのもありなんでしょうけれども、ますます新年度になるわけですので、そこら辺の方針がまだ決まってないというものも、一番近くにいる、先ほどから話が出ている課長が兼務するのか、ちょっと分かりませんが、しっかりした体制を整えてもらって、負担にならないようにひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

大泉委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

大泉委員長 質疑なしと認め、以上で第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費の質疑を終結します。

次に、第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

大泉委員長 質疑なしと認め、以上で第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費の質疑を終結します。

これで一般会計歳出の質疑は終了しました。

続きまして、一般会計の歳入について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

大泉委員長 質疑なしと認め、以上で一般会計歳入の質疑を終結します。

ここで一般会計歳入歳出予算について、総括質疑に入ります。

さきに質問した内容と重複しないように、ご協力をお願いします。

それでは、総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） 自然教育学習センターについてお聞きしますけれども、総括質問にしたのは、2款1項に支所及び出張所費があります。それから、同じように2款1項5目には、自然教育学習センターがあります。あと、10款4項3目には、自然と匠の伝承館管理運営費があります。款がまたがっておりますので、総括して質問させていただきたいというふうに思います。

まず、自然教育学習センターは、今年、会計年度任用職員で事務局長を1名採用するということで、165万2,000円の予算を取っております。それで、募集要項を見ますと、2月14日のお知らせだと思いましたが、要項には事務局員となっていたんですね。事務局員の募集だと。それがいつの間にか事務局長になっていると。この辺がちょっと納得できない部分というか、なぜなのかを教えていただきたいのと、自然教育学習センターは、大井沢支所では会計年度任用職員が1名減になっております。あとは、自然と匠の伝承館管理運営費でも、これは受付が1名減になっております。

先ほど言いましたように、自然教育学習センターでは1名の増だということで、予算委員会の説明では、自然教育学習センターと伝承館を合わすとプラスマイナスゼロなので、何とかやっつけていけるということだったんですけども、支所も含めると1名の減だということがあって、自然教育学習センターは6次総の重要プロジェクトの中にも入っているわけです。

ね。全国に誇れる自然教育学習の推進ということで入っているわけです。それに対して、実際あそこはセンターばかり考えても駄目なんですね、要するに学校ばかり考えても。やはり自然と匠の伝承館、それから博物館、そして支所と、あそこはいわゆる総合的に考えていけないといけないなというふうに思うわけですが、この辺に関して、自然教育学習センターをこの先どういうふうに考えていらっしゃるのか、その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

大泉委員長 答弁は、土田政策推進課長。

土田政策推進課長 自然教育学習センターにつきましては、既存の大井沢博物館、伝承館の機能を基本としまして、自然教育等の体験のプログラムを展開していくというふうな考え方でございます。さらには、町の里山社会の要素も含めた情報の発信というふうなことも含めて展開をしていくというふうなことで、本格稼働に向けて、平成30年度からモデル事業のプログラムを展開してきております。来年度も、本格稼働に向けまして、モデルプログラムの実施を踏まえまして、プログラムを充実して展開をしていくというふうなことで、対応を進めているところでございます。

そういった中で、今後の施設の在り方についても、改めまして詰めていきたいというふうな考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、伝承館、博物館の体制につきましても、一体的に併せて検討していくべきだというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

大泉委員長 7番、佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） 先ほど質問した中の1点だけ、事務局長、事務局員のそごだけちょっと教えてください。

そして、町長にお聞きしますけれども、町長のほうでは、この自然教育学習センター、実際、モデルプログラムですか、今年度やっているということは私も承知しておりますし、来年もその計画だと。再来年は本格稼働に向かってやっていきたいというような、町の計画があることを前提にありますけれども、この将来像、2年後の本格稼働というのは、一体どの方向に持っていきたいのかなというようなことを、ちょっとお聞きしたいと思います。

大泉委員長 答弁は、土田政策推進課長。

土田政策推進課長 募集のときの職種名等の違いでございますが、募集の段階では事務局員というふうなことでございますけれども、その後の検討の中で、事務局長というふうなことでお願ひをしていくべきではないかということでございますので、ご理解のほうをよろしく

お願いしたいと思います。

大泉委員長 追加答弁を、小川町長。

小川町長 自然教育学習センターの今後の運営方針ということですが、委員おっしゃるように、大井沢のあそこのエリアには、大井沢支所、博物館、伝承館、そして今言った自然教育学習センターも混在しておりまして、言ってみれば、それぞれがばらばらのような形での活動がなっているように私も見えるんです。これはやっぱり一つになって、本来であれば大井沢の支所が大井沢の地域づくりの中核になるべきだと私は思っておりまして、特に大井沢の支所については、前々から支所を廃止するというふうな計画もあったわけですが、そうでなくて、今、申しあげましたように、大井沢の地域づくりの核となる、そして、そういったいろんな博物館やら伝承館、こういったものの連携する中心になるというふうなことで、これまでも考えてきたところであります。

ただ、大井沢支所につきましては、1人減らしたというふうなことがあります、あるいは、大井沢の窓口の受付件数であります、週5日、約4年間、200日で受付件数を割りますと、1日1人です。そのためにあそこに支所長と臨時職員2人ですが、でなくて、支所長1人でも結構なんです、もし支所長があそこになければ、伝承館か博物館の職員に手伝ってもらって、そこにいてもらうとか、そういった連携もあってしかるべきだというふうなことで、人の異動もやったわけです。ですから、今後は、それぞればらばらでなくて、一体となった動きの中で、ただ、その役割についてはそれぞれがちゃんときちとした分担をしていただくということで考えていますので、そういったものを含めてであります。

ただ、自然教育学習センター、これまでいろんな検討をしてきたんですが、先ほどの答弁で申しあげましたように、今、里山文化研究所もあります、この里山文化研究所と一緒に、大井沢の持っている力、こういったものをいかに引き出して、そして町外、県外に発信するか、そういったものを含めて、そして、できれば観光の拠点と申しますか、そういったものを含めてやっていければと。これから大井沢の残る道は、まさにそれだと思っています。

そして、今回、朝日連峰の登山基地に駐車場も設けますので、そういったものを含めて、一体的な、まず足元をきちっとやっていきたいと。その自然教育学習センターの場では、これまでの自然教育の成果を十分引き出していただいて、そして、それをメニュー化しながらできればと思っています。

ですから、先ほどあったように、来年、再来年というふうな言葉はあったわけあります

が、そういった基盤ができれば、具体的な構想に入っていきたいと思いますので、その辺はぜひご理解していただきたいと思っています。

大泉委員長 7番、佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） 再来年のオープンというのは、これは計画のほうに載っているやつですから、私はそれを見て、多分というか、再来年から本格稼働を始めるんだろうというふうに理解しております。

それで、この自然教育学習センターに関しましては、詳しくは知りませんが、何か別な考え方もあると、案もあるんだということで、多分、一部の話かと思いますが、いろんな考え方ができるんじゃないかなと思うんですよね。ですから、幅広く考えていっていただきたいなというふうに思うわけです。

その中でも、今のお話の中で、当然、プレオープンというか、モデルプランを使ってやっていますけれども、実際かなり人は来ていただいていますけれども、そうはいってもまだまだ足りない人だったわけですね、今年度ですか、見てみますと。ですから、それと、もう一人事務局員を入れて、もう一回、1年間やるんだというお話ですが、本当に町が目指していく自然教育学習センターって、どういうものなんだろうというのがはっきり私もまだ見えていない部分がありますので、いろんな考え方がある中で、その辺はやはり最終的には町長判断でやっていただきたいというふうに思うわけです。

今、ちなみに、例えばですけども、伝承館・博物館の入館者数というのは、1月現在で5,123人だそうです。昨年よりは1,360人増えているというふうなことがあるわけです。この中には当然、今のプレオープンした結果も入っているかと思いますが、そればかりじゃないですよ。今回の会計年度の任用職員の中でも、受付はもう要らないからなくすということなんですけれども、受付というのは非常に大事な部分です。そこでの集客というのは、非常に大きい部分があるんです。目に見えない、こちらから見ていると分からない、中に入ってみないと分からない、そういう大事な部署もあるんです。でも、これは廃止になりました。そういうことがあって、果たして本当にこれだけでいいのかなと。

自然と匠の伝承館、それから博物館、自然教育学習センター、今、町長のほうから、これを一体として考えるという話ありましたけれども、一体として考えるんだったら、なおさらそうではないかなと私は思うんです。こうやって一人一人というよりか、来館者が、また来たいねと、また来るよというのが、やはりどんどん少しずつ増えているんですよ。それをなくすべきではないんじゃないかと。それが自然教育学習センターと絶対結びついてくると

思うんですよ。

そういうことも含めて、やはりきちんともう一度対応を考えていただきたいというふうに思います。受付のない伝承館とか博物館とか、よそに博物館ってないんじゃないですかね。どこにも受付なんかはあるんじゃないかなと思いますけれども。多分、そう言うと、任用職員の方がいるから、それが対応するという話になるかと思いますが、それだけじゃなくて、本当にそういうふうな人と人との関係、動きといいますか、そういうことも大事にしていきたい。ぜひその辺は考慮していただきたい。

それから、もう一つ、ぜひ考えていただきたいのは、学芸員ですよ。学芸員も、これも会計年度の任用職員になっていて、募集しております。募集に応募したというのが、今現在の人なんでしょう。その前からいるんですけども。学芸員はやっぱり正職員にできないんでしょうか。前にいた学芸員の方は、いろんな金銭的な問題では、とてもやっていけないということで辞めた経緯があるんですけども、やはり正職員というか、学芸員には、資格を持っているわけですから、それなりの資格に対する対価といいますか、与えてもいいんじゃないかなと思います。

そういうことで、自然教育学習センター、先ほど町長から今後はという話も聞きましたけれども、本当にここを真剣に考えていかないと、この構想案はもう4年、5年たっていますから、うまくいかなくなる可能性もありますので、ぜひ町長のリーダーシップでやっていただきたい。何が一番いい形なのか、その辺をしっかりと見せてやっていただきたいと思いますので、もう一言、町長からお願いしたいと思います。

大泉委員長 答弁は、小川町長。

小川町長 先ほども申し上げましたように、まず、あのエリアにつきましては、一体的な活動ができるような、そういった体制を整えたいと思っております。そういった意味での職員の配置等も考えていきたいと思っておりますので、まず、学芸員の話も出しましたが、学芸員につきましても、本来、学芸員を置くべき施設なのかどうかということも、前々から私は考えておりまして、なかなか博物館としての研究と申しますか、課題が、あの施設を利用してどういった方向で研究するのか、そういったものを踏まえて、学芸員の配置をするべきだと思っております。ですから、その辺は、今年募集をしたから、今年1年だということになりますが、今後ともその辺の状況も踏まえながら、ですから、先ほど言いましたように、博物館も伝承館も、そういった含めて、今回はこの1年やっていきながら、そして地元の皆さんに理解していただきながら、やっていきたいと思っております。

まずは何を付けても、あの伝承館ももう30年ほどたっておりますので、そういった意味で、まず地元の皆さんと一緒にになりながらと思っていますので、ぜひこれからもいろんなご意見をお願いしたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

大泉委員長 ほかにありませんか。

8番、佐藤幸吉委員。

8番（佐藤幸吉委員） 私のほうから、会計年度任用職員の件についてお尋ねしたいというふうに思います。この課題については各部門にわたっている問題でありますので、総括質問をさせていただきたいというふうに思っております。

会計年度任用職員については令和2年度から始まる制度でありまして、これまでの長い臨時の職員の皆さんの身分を守っていく、あるいは向上させるというような背景の下に制度化された、こういうふうなことであります。しかし、今回のこの令和2年度の会計年度任用職員の配置などを見れば、全員がパートでの雇用というふうなことであります。フルタイムでの任用職員はいないと、こういうふうなことでありまして、パートであるがゆえに、これまでの正職員よりも短い時間帯での働きを余儀なくされるというふうなことであります。配置を廃止した部門もあります。それから、時間をこれまで以上に短縮した部門もあります。そういう意味では、期末手当が出るとはいうものの、年間の所得にかなりの差が出てくるのではないかと。むしろこれまでよりも悪くなっている方もいるのではないかと、こんなふうに思うわけであります。

したがって、フルタイムに雇用しなかったのはなぜなのか、この辺についてまず第1点お尋ねしたいをしたいというふうに思っております。

これは関連して第2点であります。これまで臨時職員であるときのフルタイム、いわゆる正職員と同じような勤務をしている方はいなかったのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

この2点についてまず回答いただきたいというふうに思います。

大泉委員長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま佐藤幸吉委員から、令和2年度、制度がスタートいたします会計年度任用職員の関係で、2点のご質問をいただきました。

会計年度任用職員ということで、フルタイム、パートタイムということで、職員の採用形態が二種類あるというのは、当然、委員ご指摘のとおりでございます。いわゆる正規の職員と同じ労働時間、勤務時間、7時間45分になりますけれども、これと同じ時間勤務する会計

年度任用職員はフルタイムの雇用をして、これよりも極端な話、1分、10分たりとも短ければ、パートタイムの会計年度任用職員というのが、今回の会計年度任用職員の制度設計でございます。

フルタイムにしなかったのはなぜかという、まず第1点目のご質問でございますけれども、今ご指摘いただきました今年、令和元年度まで実施いたしております賃金職員、いわゆる臨時職員ということで申しておりますけれども、これの勤務時間は、これは2番目のご質問、いわゆる賃金職員、臨時職員時代の勤務形態で、フルタイムはいなかったのかというのと同じ答えになりますけれども、これまでの賃金職員、臨時職員にあっては、基本的には7時間を勤務時間といたしておりました。したがって、正規の職員よりは短い時間での勤務ということでお勤めいただいていたのが、今現在の賃金職員でございます。

そういったこと等も踏まえながら、冒頭からご説明申し上げておりますように、内部のほうでも鋭意検討を重ねてまいりまして、令和2年度から始まる会計年度職員にあっては、パートタイム、これを基本として雇用を行っていくということで決断いたしまして、今回の予算の中に盛り込ませていただいたと、こういうことでございます。

以上、2つのご質問に対してお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

大泉委員長 8番、佐藤幸吉委員。

8番（佐藤幸吉委員） そうしますと、これまでもフルタイムに該当する方はいなかったと。7時間の勤務だったと。こういうことで受け止めておきます。

そういう中で、今回、移行するに当たって、臨時者、約100名近い人数がいらっしゃるのかなというふうに思いますが、この方の意向については、前回お聞きしたときには、現在の臨時者の雇用をされている方について、意向調査もしながら改めた会計年度任用職員制度に移行していきたいと、こういう答弁もあったわけでありまして、この辺の現状の結果というものについてどう把握し、その時間帯の縮小になった、あるいは廃止する、そういうところも含めまして、ご理解を得たのかどうか、その辺お尋ねしたいというふうに思います。大泉委員長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま佐藤幸吉委員から、いわゆる会計年度のスタートに当たって、賃金職員からの意向についての説明とか、そういった取組方をいかにこの間やってきたかというご質問として捉えさせていただきまして、ご答弁させていただきたいと思っております。

たしか先ほど、冒頭のご質問でもお答え申し上げましたように、前回の令和元年第4回12月定例会で、会計年度任用職員の制度内容については、議会全員協議会でご説明申し上げたとお答えさせていただきました。加えまして、佐藤幸吉委員の一般質問の中で、会計年度任用職員の在り方やいかにと、その取組や今後いかにとということで、ご質問をいただいたというふうに記憶いたしております。その際申し上げましたのは、12月定例会で会計年度任用職員の導入に係る基本的な条例の制定についてご可決いただければ、早速、年明けから現在の賃金職員、臨時職員のほうに制度が大きく変わるということをご説明申し上げて、説明をしまいたいということでお答えした記憶がございます。

新年、1月の年初めの式の中で、賃金職員からお集まりいただいて、町長から訓示を申し上げた後に、私ども事務方のほうで、会計年度任用職員の概要ということになりますけれども、説明させていただいた経過がございます。その後、部署によっては再度の詳細な説明ということで連絡がありましたので、そういうところにも出向きながら、賃金職員の方には説明を重ねてまいったというのが第1点でございます。

加えて、会計年度任用職員の募集ということになりますけれども、これにつきましては、12月の全員協議会なり一般質問の答弁の中でもお答えさせていただいたと思いますけれども、公募を原則とするというのが制度設計でございます。したがって、2月15日発行の町お知らせ版のほうに、会計年度任用職員の募集について公募を行いまして、その後、申込みをいただいておりますという状況でございます。

時期も3月になってまいりましたので、内定というふうな形になってまいりますけれども、結果から申し上げますと、私ども、今回、会計年度任用職員のスタートに当たって最大限配慮をいたしたのは、これは制度上、義務化はされておられませんけれども、賃金職員の方で希望される方は、最大限その意向を尊重してまいりたいということでございます。結果的には、申し込まれた方がご自身の意向に沿った形で対応できたかどうか、これは私どものほうで断言することはできませんけれども、そういった形で、この間、1月、2月、そして今回まで心がけてきたところでございます。

そういった形で、誠心誠意、気を配りながら会計年度任用職員の採用には当たってきたというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

大泉委員長 8番、佐藤幸吉委員。

8番（佐藤幸吉委員） この制度につきましては、これまで長い期間、臨時で勤められて、

職員との違いのない仕事をやりながらも、こういうふうには臨時で仕事をしてきた経過などを踏まえながら、その制度的な背景を基に、雇用の充実あるいは向上を図るという背景があると思いますので、今回を機に、やはりこれまで以上の成果をそれぞれの任用職員が感じられるような制度にぜひ理解をしながら、進めていく必要があるのではないかと、こういうふうには思いますので、これからも見守りながら進めていきたいなと、私も思っているところであります。

勤務時間が短くなったとか、そういうふうになりますと、必ず賃金が安くなるというふうになるわけでありましてけれども、その辺を最後に、了解の上での結論を得たのかどうか、その辺だけお尋ねしたいというふうには思います。

大泉委員長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤幸吉委員から、いわゆる賃金職員当時の勤務時間の変更等についての理解は得ているのかという点に捉えさせていただいて、お答えさせていただきますと、私どもといたしましては、所属する正規職員の方とのいわゆる配慮といえますか、説明等もありまして、関係する方々の理解は得ておるものというふうには理解しておりますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

大泉委員長 ほかにありませんか。

9番伊藤哲治委員。

9番(伊藤哲治委員) 3点ほどお伺いします。

一つは、地域資源活用再生エネルギーについてお伺いします。町は90%を超える森林の豊富な町ですけれども、この町にとってバイオマスに関する記述が予算書の中になくというのは、どうしたことなのかなというふうには思っていますので、その辺についてちょっと一つお伺いしたい。

前、五、六年にもなるかと思っておりますけれども、バイオマスボイラーのエネルギー開発調査ということで、銘水館あるいは役場周辺、ケアハイツ、病院周辺の導入可否について、コンサルをかけながら調査をしたというふうには理解をしておりますけれども、それからもうかなりの年数がたっていますが、バイオマスボイラーの導入とか発電の導入とか、要するにバイオマスエネルギーを活用した町の施策というのが、ここ二、三年、ほとんど出てきていないのかなというふうには思っています。

全然進んでいないのか。前に質問したときには、バイオマスボイラーを造るにしても、チ

チップ量が足りないとか、そういうことでなかなかできないんだという話はされていますけれども、今後、調査をした件に関して、西川町としてバイオマスエネルギーについてどのような方針でいくのか、やめてしまうのか、やめないけれども、チップの数が増える、あるいは木材の生産量が増えれば、対応していくというふうになるのか、その辺、町長のお考えを一つお聞きしたいというふうに思います。

次に、2番目にお尋ねしたいのは、8款4項1目の都市計画に関してなんですけれども、先ほど町長は、みどり団地の東側 役場の南側ですけれども の田んぼを購入しながら、2期工事も考えていきたいという話をなさいましたけれども、小川町長になってから、それまで分譲住宅として購入をするという約束をしていたのを2期に分けたわけですね。第1期がきちんと入る方が出てきて満杯になれば、2期目を考えるというふうに言ってきたかというふうに思いますけれども。

今のこの情勢をいろいろ考えてみたときに、果たしてそれだけでいいのかということで、先ほど建設水道課、担当課にどうしたらいいのか、検討依頼をかけているということでしたけれども、早急に、地権者には買うという約束はしているわけですので、それを放棄はまだしていないというふうに私は理解していますので、2期目の工事あるいは都市計画、小学校、役場、保育園、ケアハイツ、このまとまった町の中心であるところの都市計画について、どういうふうに考えていくのか、先ほどそういう話はありましたけれども、今後どういうふうにきちんとやっていくのか、そこについて町長のお考えをお尋ねしたいというふうに思います。

もう1点だけお尋ねをしますが、地域公共交通の確保については、先ほどからいろいろ言われていますけれども、路線バス運行管理費として5,000万ほど、スクールバスの委託料として4,000万ほど委託をしていますけれども、地域公共交通、西川町には民間の公共交通が撤退してしまって、なくなっているわけですので、地域全体の公共交通を考えた場合に、月山観光タクシーに依頼をしている委託料で賄っているというふうに思っています。

そういう面では、先ほどデマンド乗り合いタクシーを来年、令和2年度は1台購入をして、検証もしていくという話がありましたが、全体的な地域公共交通をどういうふうに今後やっていくのかというデザインを、どこの場でやっていくのか。地域公共交通会議の場でやっていくのか、それとも新たな委員を任命しながらやっていくのか、その辺、決めていく場所がどこなのかというのが、定かじゃないんじゃないかという気もしていますので、その辺について今後の西川町の地域公共交通を守るためにどうやっていくのか、お尋ねをしたいという

ふうに思います。

月山観光タクシーに委託しているんですが、タクシー会社の経営状況がどうこうというのはあまりこの場で話すことじゃないというふうには思いますけれども、そこがもし危ないよというふうになっちゃえば、地域公共交通を担っていくところというのは、出てこないんじゃないかなというふうな気もしますので、その辺についてももし話せる範囲内で分かっていたら、教えていただきたいというふうに思います。

以上、3点です。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、再生エネルギーの関係であります。先ほど申しましたように、西川町は山が95%以上というふうなもので、山からの材木搬出については、非常に他の市町村から見れば容易なことであろうというのは、誰もが考えることではありますが、しかしながら、先ほど言いましたように、それぞれの山持ちが平均3反歩というのが50%でありまして、なかなか大規模にといいますか、計画的に切るには、それぞれの町有林をどういうふうにするか、どういうふうに理解していただいて搬出するか、さらには国有林等があります。

ただ、ぜひとも西川町としても造って、再生エネルギーを利用したいというふうなことで、これまでやってきておりますが、なかなか利用するにも、ボイラー等の規模、こういったものでなかなか踏み出せない部分があります。そして、さらに、チップにするにも、チップ工場等のこともありまして、そういったもので、できれば温泉館等のボイラーの入替えの時点で考えていきたいというのがこれまでの考えでありますので、その辺は今後、経緯を見ながらだと。一番のやっぱり量の大きいものは銘水館の温泉のボイラーでありますので、その辺が一番の入り口かなと思っています。

ただ、これまでも申し上げていますが、西川町の総生産、GDPであります。これは28年の数字であります。その中で林業関係が、林業の総生産が10数%伸びています。これは森林組合に行って話しして、いろんなご意見伺ったところ、多分これはチップ材料での総生産の伸びではないかというふうな意見もありまして、製品として山が売れているというふうなことはなかなか聞いておりませんが、そういった意味では、チップ材料として大分、西川町からそれぞれ新庄やら米沢等に搬出されているのではないかというふうに思っています。

ですが、やはりこれは西川町の山でありますので、できる限り西川町の山は西川町で利用したいというふうな思いには変わりございませんし、できれば銘水館のボイラーの入替え時点で考えていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

あと、都市計画の団地の用地の買収の関係であります。これは2期に分けてこれまで進めてきておりますが、約束といたしますが、2期目で整備しますよというふうなこれまでの説明をしてきておりますし、ただ、今、あそこに所有者が2名でありまして、1名の方については了解はすぐ得られると思っておりますが、もう1名の方につきましては、前回、土地の交換というふうなこともあって、交渉した経過もありますが、なかなか厳しい状況にあるのではないかなと思っておりますが、ここは今後、鋭意努力しながら当たっていきたく。できれば早めに購入をしながら、建設をやっていければと思っております。

そして、その建設の中の町営住宅につきましては、いろんなこれまでのご意見、ご指導もありまして、長期賃貸住宅、こういったようなものも含めてというようなご意見もありますので、その辺はこれからの計画を練りながらと思っておりますので、よろしく願います。

公共交通の関係は、月山観光の経営状況ということでありまして、その辺の、あとはデザインの関係も含めて、担当課長のほうからご説明しますので、よろしく願います。

大泉委員長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 私のほうから、先ほど質問がありました公共交通会議等の中身についてお答えしたいと思います。

公共交通会議につきましては、道路運送法に基づきまして、地域における需要に応じて、住民の生活に必要なバス等の旅客に関して、必要となる事項を協議するというふうな目的となっております。協議の事項といたしましては、地域の実情に応じました運送の形態、運賃等に関する事項等々でありまして、実際には、本町の路線バスの運行方法でありますとか運賃について、協議する場ということになっております。全体的な公共交通の在り方につきましては、現在、プロジェクトのほうを立ち上げまして、協議しているというような状況であります。

あと、月山観光タクシーの経営状況につきましては、そこまでこちらのほうでは把握しておりませんので、申し訳ございませんが、よろしくご理解のほうをいただきたいと思っております。

以上であります。

大泉委員長 ほかにありませんか。

2番、佐藤仁委員。

2番(佐藤 仁委員) 私もちょうと会計年度任用職員に関して、先ほど佐藤幸吉委員のほうからいろいろあったので、そのほかということで。

予算委員会で各課の説明を受けたときに、やっぱり今年は賃金、来年度から報酬と。報酬

も期末手当という項目もまた別個にあって、それを足しても、大概の課というのは金額だけを見れば少なくなっているんですね。良くて大体同じぐらいというような状況かなというふうに、予算委員会でいろいろ聞いた段階では感じています。

3月の初め頃、新聞では各市町村の予算の内示なんかでコメントなんかを見ると、人件費が赤くなっている。なぜかといえば、会計年度の任用職員の件で、現在は増えているというような記事がほとんどです。去年の定例のときも、大体その制度をしたときにどのぐらい町では予算がオーバーするんだというような質問があったときに、確定というか、正確な数字じゃないんですけれどもということで、1,000万ぐらいではないかというふうな話もあったわけですが、今の状況で、私もちょっと積み重ねていったわけじゃないんですけれども、人数の上限、あと金額が果たしてどのぐらい、臨時職員と会計年度の任用職員にした場合の差がどのぐらいあるのか、ちょっとそこ、分かれば、大体の数字でしか分からないなら、それはそれで構いませんけれども、お願いしたいと思います。

大泉委員長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤仁委員から、会計年度任用職員の待遇面でのご質問があったところであります。お答えさせていただきたいと思います。

会計年度任用職員になりますと、委員からは総じて下がるのではないかというふうなご指摘いただきましたけれども、私どもといたしましては、基本的には総じて上がるというふうに理解してございます。当然、1時間当たりの単価というものも上がりますし、あと、委員からもご指摘ありましたように、期末手当というふうなことでの手当の支給もなってくるというふうなこともございますので、これまでと比べますと、相対的には上がっていくというふうに考えてございます。

全体的な予算がどれぐらいの会計年度の任用職員の金額になるのかというふうな形でございますけれども、これまで内部の会議等で検討しながら、本当に令和2年度の事務事業を行っていくために必要な会計年度任用職員の人員、あるいは勤務内容等について検討してきた結果でございます。最終的には、当然これから時期的にスポットというんですか、部分的に期間をかなり限定して、単発的に雇うような場面も、お願いするような場面も出てまいりますので、動きは当然でございますけれども、賃金職員時代とはさほど変わりのない金額でいけるのかなというふうな感じもいたしますけれども、一人一人の年間の給与所得等を比較すれば、これまでの賃金職員時代よりは上がると、賃金職員よりは上がるというふうに理解しておりますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

大泉委員長 2番、佐藤仁委員。

2番(佐藤 仁委員) 詳しい数字の積み上げはちょっと分からないんですけども、来年度の予算の報酬の金額と今年度の賃金の金額を比較すると、どうも下がっているのかなというふうに。それはそれでいろいろ業務改善の会議をやって、例えば正職員でやれるものという事で、いろいろ検討して、その結果だろうとは思いますが。

例えば、一般民間企業でも、一番最初に目をつけるのは人件費です、一番お金がかかるわけですので。そこをいかに有効にしていくというのは、これは役所も同じことでありまして、国の政策が云々であっても、やっぱりそれは当然考えていくべき項目であるので、そこはそこで構わないんですけども、ただ、国からの方針と、ちょっと下がるのであれば、逆行しているのかなというふうなところも感じられたので。例えば7時間がいい人と、5時間でないと、7時間なんて勤められないと、5時間なら勤められるという人もいるので、そこはやっぱり一概に入れてくれとかというのも言えないわけですので、それはそれでいろいろ検討した結果だとは思いますが。ただ、あくまでも働く人のという法律の下の制度でしょうから、そこは十分に注意をしてやっていただきたいなというふうに思います。

大泉委員長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 委員のご質問にお答えするような形で答えさせていただきますと、委員も確かに今おっしゃられましたように、一人一人、やはり働き方の関係もございまして、勤務時間、どれぐらい勤務したいかというのは、いろんな考え方あるんだなということで、私も今回改めて認識いたしております。やはり7時間あるいは8時間というような時間にこだわる方も当然いらっしゃいますでしょうし、家族構成、あるいは子どもさん、あるいは高齢者の方の状況等から、1日の勤務が5時間ぐらいの勤務のほうがいいのか、そういった方もいらっしゃいますので、そういったいわゆる多様な働き方というのはあるんだなというふうなことで、改めて認識させていただいたところもございます。

そういった点も踏まえながら、委員からもご指摘ありましたように、やはり個々の会計年度任用職員によっては、基本的には上がりますけれども、全体的な金額とか、そういった必要な業務等も今後とも常に心がけながらやってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

大泉委員長 ほかにありませんか。

荒木俊夫委員。

1番（荒木俊夫委員） 1点だけ、全体的にお聞きをしたいというふうに思います。

令和2年度の当初予算、47億7,500万、大変苦労して作られたのではないかなというふうに思っております。歳出においても、一般財源1割マイナスシーリングということで作られたということでございます。しかし、この結果を見てみますと、経常収支においては、収入・支出、経常的なものにおいて、支出のほうが4億7,000万ほど上回っていると。そういった面については、家計でいけば、月々というか、入ってくる収入で賄えなくて、貯金並びに借金をして通常の経費を賄ったというふうに見られるわけでございます。非常に厳しい状況だなというふうに思っております。基金もいつまでもあるわけではございませんので、こういった面を考慮しながら、お作りになったんだなというふうに思っております。

こういった中で見てみますと、特に義務的経費、人件費、扶助費、公債費になるわけですが、これも、これが42%ということで、特に人件費については20%ということで、昨年より1.4%、6,000万ほど増加していると。かなり厳しいのかなと。あと負担補助、これも18%。これを合わせますと、60%がこの義務的経費と負担補助を賄わなきゃいけないということは、非常に大変だなというふうに思っているところでございます。

中で見ますと、繰出金については、国保会計から公共下水、農業集落排水、繰り出しにはならないんですけども、病院事業、水道事業にもあるわけですが。病院事業については2,000万減らした繰り出しを計上しておりますけれども、これでも7億を超えるわけです。このほかに、見てみますと、負担補助、補助金の中で西村山広域事務組合の負担金が2億5,000万ほどというふうになっていまして、前年対比で11%も伸びていると。こういった面においては非常に厳しいのかなというふうに思っています。

こういった中において、新しい財源を探ることも非常に難しいのかと思いますけれども、国の制度の中で森林環境譲与税とか法人事業税の交付金とか、新しいやつが増えておりますけれども、町としてそういった新しい財源を見つけられるのか、今後探していくのかどうか、1点まずお聞きします。

あと、今ありましたように、町の中身はかなり厳しくやっていると。広域に出す分について、11%も伸びていくと、非常に大変なことになっていくのかな。病院の繰出金と同じ繰出金になるわけですが、こういった中において、この広域の計画性、負担の適正化、この辺については、町長も理事でありますので、どのようにしていくのか。

3つ目については、支出、特に経常的なものの支出について、どのように捉えて行ってい

くのか、まず3点お聞きしたいと思います。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 大変詳細に分析をいただきまして、ありがとうございます。

議員おっしゃるように、大変厳しい情勢でありまして、これは西川町のみならず、どの自治体もそうであるかと思いますが、その中で特に公債費の発行につきましては、公債費に頼らないと申しますか、公債費残高をいかに減らすか。今、西川町の公債費は標準財政規模の2倍、約60億であります。これはどの程度が一番妥当なのかどうかというのはありますけれども、平均してみますと、大体、標準財政規模の2倍が標準的に発行になっているような状況であります。ただ、西川町、過疎債だからいいと、そういうわけではございませんので、ぜひ発行額を償還額より少なめに今回も予算編成をやったということでありまして、ちょうど今の時期が、特に学校もありますし、それから防災無線、それから体育館等も、大規模のものがあつたわけでありまして、その辺、償還が今伸びていますので、これを乗り切ればというふうな覚悟でおるところであります。

それと、もう一つは、先ほどありましたように、赤字財政ではないかというふうなご指摘であります。まさにそのとおりでありまして、公債費は伸ばさない、そして基金に頼らない、そういった財政をぜひとも作っていきたいというふうに思っております。

ただ、基金につきましても、前に申し上げましたが、一人当たりの基金保有額でいえば、県内でもトップクラスの基金保有額です。ですから、この基金の保有額をどこまで保有すべきかと。これは国家公務員健康保険もありますけれども、それと同じようにであります。ですから、大きな市であっても西川町よりも少ない基金保有高で今、運営をなさっている市もございまして、特に国のほうでは、地方自治体は厳しい厳しいと言いながら、基金を豊富に持っておるといふようなことで、この基金の保有高に応じて交付税の減額もしたらどうだといふような、これは真剣に国の中で議論になっておりまして、市町村長の会議、また副町長、総務課長の会議の中でもそういった指摘がありますが、そういった意味で、財政調整基金から公共施設の整備基金等への積立てに若干変えておりますが、今、全体で30億です。ですが、基金に頼らない財政運営をやっていきたいというふうな、そういったことでの今回の予算編成でありますので、まず念頭に置いていただきたいと思っています。

特に収入確保であります。これは収入確保につきましては、一番はやっぱり町内の企業の活性化をして、そして法人税をいただくというのが本来のまちづくり、人口も増やすことも大事ですけれども、それと併せてであります。一番手っ取り早いと申しますか、そういっ

た税収が本来であればあるべきであります、なかなか厳しいというふうなこともあって、今検討しているのが、今回の一般質問の中でもちょっと出ましたんですが、地方交付税の都市公園費の単位費用のアップ、これによって何とか収入確保ができないかというふうな、そういったことも今考えておるところであります。

あと、広域に関しましては、広域の議員もおられますが、今回の広域の負担金につきましては、特に消防庁舎を何とか建設したいと。今の消防庁舎は、あの土地は人から借りている土地でありますので、非常に高額な 高額と言ってはあれですが、も含めて、それから、あそこの警察署が断層帯のちょうど真上に建っているというふうなこともあって、警察署を移転するというふうな方向性が県のほうでも定まっておりますが、まだ年度的にははっきりしておりませんが、それと併せた形での消防庁舎の在り方も検討するべきだというふうなことで、そのための基金造成を今年度から、令和2年度からやるというふうなことでの増額でありますので、極力、広域の負担金につきましては、それぞれの財政担当を含めてチェックをしながらやっておりますので、よろしくをお願いします。

あと、経常支出であります、経常支出、今、95%ほどでありまして、間もなく99%になるんでないかと。要するに、99%ということは、一般財源が大体30億でありますので、3,000万の一般財源しか、要するに投資に回せる金が3,000万しかなくなるということでありまして、3,000万でありますので、それを投資的経費に回すということは、まさに至難の業であります、そういった意味で、いかに経常的な支出を厳しく査定するかということで、今回の予算が生まれたわけでありまして、先ほど来ありましたように、任用職員やら、子育て関係も含めて、できる範囲内の縮小はやらせていただきたいというふうに思っています。これは今後のためでもありますし、そのようなことでもありますので、ぜひご認識をお願いしたいと思っています。

以上であります。

大泉委員長 1番、荒木俊夫委員。

1番（荒木俊夫委員） 事業補助金は、やはり事業補助金がうまく活用されて、所得が上がって税収として戻ってくるというような形になれば、一番いいわけでありまして、そういった点も見直ししながら、ぜひ好回転できるような補助金をやっていただきたいと思いますし、消防庁舎については、ぜひ安全な西川町に造っていただければ一番いいのかなというふうに、断層帯もございませんし、と思っているところでございます。

そういった点を含めながら、今後の財政運営、事務改善などを含めて、財政運営を行うに

当たって、一番気をつけてやっっていこうとしているところはこういった点なのか、令和2年度ですね、それをお聞きしたいと思います。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、一番の西川町の財政構造の中でも大きなものは、やっぱりどこの市町村もそうですが、人件費であります。特に人件費につきましては、類似団体というような、他市町村と比較するのに使用する類似団体、要するに西川町と同じような財政規模、人口規模、こういったものとの比較する数値がございます。類似団体。その類似団体で見ますと、1,000人単位で、1,000人当たりの役場職員が5人多いと。4人から5人です。4人としても、ですから、今、5,000人でありますので、20人、類似団体から比べれば多いということでもありますので、そういった意味での事務改善はどうあるべきかというのも、これまでも検討してきたんですが、さらに臨時職員をいかに少なくするというふうなことも含めてであります。なかなか事務改善は、これは副町長、やっていますが、非常に厳しいわけでありまして、特に西川町からの働いていただいている臨時職員、すぐじゃあ首かというふうなことは、なかなかこれは厳しいわけでありまして、そういった意味の時間の短縮等もあるというふうなことでのご理解をお願いしたいと思っています。

大泉委員長 ほかにありませんか。

4番、菅野邦比克委員。

4番（菅野邦比克委員） 経常収支が高くなるというのに逆行するようでございますけれども、教育使用料について質問したいと思います。

体育館とグラウンドの使用については、多くの方、いろいろ野球大会とかいろんなスポーツ大会のために、一般の方も相当利用していらっしゃるというふうなことで、せっかく町民体育館も新しくなって、できれば無料にさせていただきたいというのが、各団体の方の切実なる意見のようでございます。金がないのでね。実際、ここに予算に盛っているのは、100万ほどもらっているわけで、それをなくしていただくような形でということで、この前、説明会的时候も申し上げたんですけれども。

実際には町長しか決断ができないというふうなことだろうと思いますので、ぜひ、町長は「健康 元気 にしかわ！」というふうなことであっていますので、それに沿っていただければ、結構年配の方もやっていますから、だから医療費の削減についても相当結びついていっているのではないかなというふうに思っておりますので。来年度の予算は削れというわけにはいきませんが、今後ともそういう町民が喜ばれるような施策を、少ない金額でみんなが

喜んであれば、一番結構かなというふうに思っておりますので、この辺、ちょっと所見をお願いしたいと思います。

あと、身体障害者についてですけれども、身体障害者で町内で無料で入れるところというのは、どこがあるかちょっとお知らせいただきたいんですけれども。

以上、2点。

大泉委員長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、教育施設の使用料、利用料と申しますか、より利用者しやすい体系のということがありまして、今、西川町で、健康元気もそうですが、まずそのためにも1町民1スポーツというふうなことで、要するに、体と心の健康をいかに皆さんに味わってもらおうかと申しますか、作るかというふうなことで進めておりまして、特に趣味につきましては、芸文協のほうでも頑張っておりまして、いかに裾野を広げるとかということで、芸文協とお話ししまして、やはり芸文協のほうでは、なかなかあそこのあいべのご利用が、行くたびに利用料金を取られる 取られると言ったら失礼ですが ということもあって、新たな会員を求めるにも、会費等の問題もあってなかなか大変だということもあって、まずは、月に何回かは、1回か2回なんですけど、そう多く集まりませんので、せめて1回ぐらいは町のほうで無料にしますよというふうなことでも対応はしております。

それと、併せてスポーツも体協のほうにもお願いして、なかなか体協のほうの会員も今は集まらない。そして、体協の関係のスポーツも、バレーとかあとスキーとか、そういったものに特化するものについてはいろんな大会もなされていますが、町民全員が集まって、そして町民の皆さんが気軽にやれるようなスポーツが非常に少ないわけでありまして、それらをどういうふうに関拓していくのか、それと併せて、今、利用料、使用料、こういったものをどうするか、そういったものを併せて検討してほしいというふうなことを申し上げておりますので、その辺はこれからだと思っております。

議員おっしゃいますように、100万程度ではございますので、そこをどういうふうに関拓のほうで捉えて、健康づくりするかでありますので、その辺は今後、芸文協、さらには体協との協議もしながらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

大泉委員長 2点目については、奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 身体障害者の方が町内の施設を利用する場合に、無料で使える施設があるのかどうかというようなことです。

把握はしておりません。施設を利用する際には、それぞれの施設で規定を設けておりまし

て、無料で使えるといった施設はないのかなと。ちょっと持ち合わせがございませんので、確たる回答はできませんが、町内においての施設利用の際に無料となる場所は、ないのかなというところでございます。

以上であります。

大泉委員長 4番、菅野邦比克委員。

4番（菅野邦比克委員） 町民体育館と交流センターについては、無料にさせていただくというふうなことであれば、町民の方も大変、当然喜ぶわけですし、要は、あそこ、体育館に行っても、金取られるからなという人は結構おりますので、ですから、ぜひそういう使い勝手がいいような形でしていただければいいのかなというふうに思っておりますので、今後ともひとつ検討していただいて、無料化に向けてお願いしたいなというふうに思っております。

あと、今の身体障害者の件で、施設の利用の無料ではなくて、ちょっと私の聞き方が悪かったのかどうか、無料で入れるところ、拝観、例えば大井沢の博物館とか、そういうところの無料で入れるところがあるのかどうかということ、水の文化館とかいろいろあるんでしょうけれども。

大泉委員長 答弁は奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 それぞれの施設での対応につきまして、ちょっと承知はしていないというところでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

大泉委員長 4番、菅野邦比克委員。

4番（菅野邦比克委員） 私も身体障害者の方と一緒に秋田とか、あちこち行ったんですけども、「身体障害者です」と言うと、ほとんど「どうぞ無料で入ってください」、かなり進んでいますので、そういうところを見計らって、身体障害者の研修旅行といいますか、そういうところにも相当行っていますので、ぜひ西川町もそういう形で取っていただければ、宮城あたりはいろんなことをしていますので、感じが非常に良かったというふうなことで、私も秋田県の何町だかへ行ったとき、すぐそういう対応をしていただいて、非常に感心してきたところがありますので、誘客する上でも、そういう方が来ればまたPRになると思いますので、ぜひ検討していただければというふうに思っております。

以上です。

大泉委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

大泉委員長 質疑なしと認め、以上で一般会計歳入歳出予算についての総括質疑を終結します。

これで議第15号 令和2年度西川町一般会計予算についての質疑は十分に尽くされたと思いますので、審査を終結します。

それでは、討論を省略し、採決します。

議第15号 令和2年度西川町一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

大泉委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

議第16号の質疑、採決

大泉委員長 次に、特別会計、企業会計の審査を行います。会計ごと、歳入歳出一括しての質疑とします。

初めに、議第16号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計予算を審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

大泉委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第16号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

大泉委員長 賛成多数であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

議第17号の質疑、採決

大泉委員長 次に、議第17号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計予算を審査の対象

とします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

大泉委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第17号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

大泉委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

議第18号の質疑、採決

大泉委員長 次に、議第18号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計予算を審査の対象とします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

大泉委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第18号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

大泉委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

議第19号の質疑、採決

大泉委員長 次に、議第19号 令和2年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算を審査の対象とします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

大泉委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第19号 令和2年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

大泉委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

議第20号の質疑、採決

大泉委員長 次に、議第20号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計予算を審査の対象とします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

大泉委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第20号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

大泉委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

議第21号の質疑、採決

大泉委員長 次に、議第21号 令和2年度西川町介護保険特別会計予算を審査の対象とします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

大泉委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第21号 令和2年度西川町介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

大泉委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

議第22号の質疑、採決

大泉委員長 次に、議第22号 令和2年度西川町宅地造成事業特別会計予算を審査の対象とします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

大泉委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第22号 令和2年度西川町宅地造成事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

大泉委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

議第23号の質疑、採決

大泉委員長 次に、議第23号 令和2年度西川町病院事業会計予算を審査の対象とします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

大泉委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第23号 令和2年度西川町病院事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

大泉委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

議第24号の質疑、採決

大泉委員長 次に、議第24号 令和2年度西川町水道事業会計予算を審査の対象とします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

大泉委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第24号 令和2年度西川町水道事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

大泉委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

大泉委員長 以上、本委員会に付託されました令和2年度西川町一般会計、特別会計、企業会計予算については、原案のとおり全て可決されました。

なお、委員会報告書の作成については、委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大泉委員長 異議なしと認めます。

これをもって予算特別委員会を閉会します。

長時間にわたり審査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時32分